

朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(2)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）が、2002年7月に「経済管理改善措置」を行い、価格および賃金体系の改革を行ったことは記憶に新しい。この経済管理改善措置および一連の経済改革措置により¹、北朝鮮の経済は社会主義計画経済を基本としながらも、実利や需要と供給の関係、経済的刺激による生産意欲の強化、国营企業に対するより大きな権限の付与など、より積極的な経済建設路線を歩んでいるように見える。

これまでも述べてきたように、北朝鮮では、重要な政策を実現するために、その分野に関する新たな法律の制定や既存の法律の改定などを積極的に行ってきた。これらの法規の改正には、①対外経済関係だけではなく、経済全般に適用される法規の改正・制定が多い、②国際社会に進出していくために必要な国際基準に近づく努力がうかがえる、③1990年代後半の改正で法規集に掲載されなくなった細則の一部が復活している、などの特徴がある。

今回は、前回に引き続き、北朝鮮の対外経済関係法のうち、①の特徴に関連して保険法、②と③の特徴に関連して外国人投資企業及び外国人税金法とその施行規定についてその改正点と内容についての解説を行う。

1 保険法

保険法は1995年4月6日に制定され、1999年2月4日に字句上の若干の修正が行われた後²、2002年5月16日付けで修正補充された。今回の改正で、全5章47条構成のものが全6章74条構成となっており、内容的にも大きな変化がある。約7年ぶりの大規模改正といえる。

第1章は保険法の基本、第2章は保険契約、第3章は人体保険、第4章は財産保険、第5章は保険会社、第6章は保険事業に対する指導統制及び紛争解決となっている。

第1章の保険法の基本では、保険を生命保険、災害保険、児童保険、旅客保健等の人体保険と火災保険、海上保険、農業保険、責任保険、信用保険等の財産保険に区分している（第2条）。これはほぼ日本における生命保険と損害保険の区分と同じ考え方といってよいだろう。第3条では「保

険契約は保険活動の基礎である」と規定し、保険契約の重要性について独立した規定が追加された。第5条では保険事業を行う主体を「国家保険管理機関と保険会社」としている。改正以前の規定では保険事業の主体は「国家保険機関」のみであり、特殊経済地帯においてのみ、外国投資家や「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」の保険事業や外国の保険会社の代表部、支社、代理店による保険活動が認められていた（旧法第3条）。新法では、特殊経済地帯での外国投資による保険会社の設立を引き続き認めるほか、その他の地域でも国家保険機関以外の保険会社を設立することができるようになった。このため第5章に保険会社についての規定が新設された（第52～64条）。その他、第8条では「朝鮮民主主義人民共和国が承認した保険分野の国際条約は本法と等しい効力を持つ」との規定が追加されている。

第2章の保険契約では、保険契約についての考え方が整理され、保険契約で定めなければならない内容が新たに規定された（第12条）。また、保険契約の締結の条件として、保険契約標準条件の保険契約者への提示と内容説明が保険者に義務づけられ、保険契約者による保険契約に関連した正確な資料の保険者に対する提出も義務づけられた（第13条）。新設あるいは整理された規定は、保険契約を締結する上で当然必要とされる条項である。

旧法の第4章で規定されていた保険補償の条項は、第3章の人体保険と、第4章の財産保険の章に整理されている。第3章の人体保険では、人体保険の対象を「被保険者の生命や身体を対象とする」とし、児童保険以外の人体保険には民事上の行為無能力者は入れないと規定している（第27条）。また、他人の死亡を条件とする保険契約を締結する場合には、本人の同意を書面で得ることを義務づけている（第31条）。保険契約者が故意に保険事故を起こした場合には、保険金の支払い責任が免除される（第36条）規定もある。過失の場合には、保険金が支払われる（第32条）。

第4章の財産保険では、保険の対象を「機関、企業所、団体及び公民の財産」（第38条）とし、金額で計算できるものがその対象である。保険価格は保険金額³の最高限度

¹ 北朝鮮の一連の改革措置については、呉民学「朝鮮民主主義人民共和国が進める新経済政策の方向性」『アジア研ワールド・トレンド』第92号（2003.5）22～25頁。

² 1992年の改正時の保険法の内容については拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済法の現状(6)」『ERINA REPORT』vol. 53（2003.8）32～33頁を参照されたい。

額とされ、それ以上の保険金額を設定できない（第39条）。また、1つの対象を2つ以上の保険に入れた場合の保険補償金の総額は、保険金額を超過することができない（第40条）。財産保険に関する規定は、非常に基本的な規定であり、一般的な保険の概念をわかりやすく説明したものということもできよう。

第5章の保険会社では、保険会社の設立と営業に関する内容を規定している。北朝鮮において保険会社の設立承認と営業許可は国家保険機関が行う（第52条）。保険会社の設立に必要な条件は①会社の定款と内部準則、②保険標準契約条件と保険料率、③決められた登録資金、④営業場所と事務施設、⑤必要な業務成員である（第53条）。保険金支払能力を担保するために、最低補償支払能力の保持と保険基金の積み立てが義務づけられている（第60条）。保険会社を設立しようとする機関、企業所、団体は、まず第53条に定められた条件を満たしていることを証明する文書と業務実行可能性資料、財政銀行関連資料等を国家保険管理機関に提出して「合意」した後、保険会社設立申請書を提出する必要がある（第54条）。保険会社設立申請書が受理されれば、60日以内に承認又は否決が決定される（第55条）。

保険会社の営業には営業許可証の取得と会社登録が必要であり（第56条）、支店又は事務所を国内に設置する場合には、国家保険管理機関の承認を得て、登録を行って初めて営業活動を行える（第58条）。また、会計年度終了後3ヶ月以内に業務報告書、貸借対照表、損益計算書等の文書を国家保険管理機関に提出しなければならない（第64条）。

第6章の保険事業に対する指導統制及び紛争解決では、改正前と比べて、国家保険管理機関の行政的規制に関する項目が増えている。国家保険機関の事業内容（第66条）、保険事故に対する評価と鑑定に関する規定（第67条）、文書と資料の保管義務（第68条）、行政的責任としての罰金や営業中止を行う基準（第69～72条）などが新設ないしは改正されている。また、改正前には「本法に違反して重大な結果を引き起こした」場合に課されるものとして、行政的又は刑事的責任が規定されていたが（旧法46条）、現行法は刑事責任のみを重大な結果を引き起こした場合に課することにし、行政的な責任追求については重大な結果を

引き起こさなくても課することができるようにしている（第73条）。これは、経済の自由化にともない、国家保険機関以外の保険会社を設立できるようにした結果、従来のような管理方法が行えなくなることを予見して、管理機関の行政的権限を強化したものと考えることができる。

今回の保険法の改正は、従来国家保険機関が独占してきた保険事業を、各国営企業や社会団体が保険会社を設立することができるようにし、社会の保険に対する需要に柔軟に対応できるようにするための変化を反映しているといえる。そのため、保険の基本は契約となり、契約書に記載する事項などを法で規定するようになった。また、保険会社の設立、運営に対する規定も追加されている。このような変化の中で、政府の機能は、国家保険機関を通じて保険事業を行うことから、国家保険管理機関を通じて、各保険会社の活動を規制する方向へと変わりつつあることが確認できた。今後注目すべきことは、どれくらいの保険会社が設立され、どのような保険サービスを行っているか、また保険会社の財務体質や保険金支払い能力がいかなるものかなど、北朝鮮が国際的な保険システムとの交流を行う上でどのような問題点が起こりうるのかを考えることであろう。

2. 外国人投資企業及び外国人税金法、同施行規定

外国人投資企業及び外国人税金法は、1985年3月に制定された合弁会社所得税法と外国人所得税法が集約され、1993年1月に現在の名称となったものである。その後、1992年2月と2001年5月⁵に改正が行われている。今回の改正では2002年7月の経済管理改善措置の時に行われた為替レートの変更を反映して、金額についての規定が75倍に変更になっている。それ以外の規定は以前のもと同じであるので、その内容に関しては拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(4)」『ERINA REPORT』vol. 51（2003.4）66～67頁を参照されたい。

今回の改正では、同法の施行規定が復活したことが大きな変化である。この施行規定は1994年2月21日に政務院決定で制定され、その後2001年の改正後は法規集から消えていたものである。本稿では、1994年の規定と現行の規定を比較することとする。

この施行規則は全9章86条からなる。第1章は一般規定、

³ 社会科学院法学研究所編『民事法辞典』（社会安全都出版社、1997）281頁の解説によると、保険価格は「財産保険において保険対象の価値を貨幣に表現したものと保険加入者の利益を価格化した金額。保険価格は保険に入ることができる金額の最高限度であり、保険事故が生じたとき保険加入者が蒙る損害額の最高限度である。」としている。

⁴ 前掲書 281～282頁の解説によると、保険金額とは「保険契約による保険者が保険責任を負う金額」とされている。

⁵ 2001年5月の改正については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(4)」『ERINA REPORT』vol. 51（2003.4）66～67頁を参照されたい。

第2章は企業所得税、第3章は個人所得税、第4章は財産税、第5章は相続税、第6章は取引税、第7章は営業税、第8章は地方税、第9章は制裁及び申訴である。

第1章の一般規定では、目的や用語の定義など基本的な事項が規定されている。第2条には外国投資企業及び外国人と関連する税金が列挙されている⁶。外国投資企業及び外国人に対する税金に関する事務は中央財政指導機関の統一的な掌握と指導の下で税務機関が行うことになっている(第12条)。外国投資企業及び外国人は、税金を納めるための税務登録を行わなければならない。従来、外国投資企業の税務登録は企業登録から20日以内に行うことになっていたが、羅先ではこの期限が15日以内に短縮されている。また、「共和国領域内」に180日以上滞留又は居住する外国人は、居住承認を受けた日から20日以内(羅先経済貿易地帯では15日以内)に税務登録をする必要がある。また、今回の改正では、羅先経済貿易地帯内では90日以上滞留又は居住で税務登録を義務づけられるようになった(第4条)。

税務登録の方法については、大きな変更はないが、外国投資企業の税務登録申請文書に記入すべき項目に総投資額及び投資資本、建物面積が追加されている(第5条)。税務に利用する文書は朝鮮語で書くことが義務づけられている(第7条)。また、税務に関連する財政簿記計算について、「外国人投資企業の簿記計算及び関連する法規に基づいて行わなければならない」という規定が追加されている。また、文書の保管期間は5年と永年の2種類が規定されている(第8条)。

税金の納付については、外国人投資企業及び外国人税法第4条で「外国投資企業及び外国人が納める税金は、朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する」と規定されているが、施行規定第9条では「税金は計算された朝鮮ウォンを当該時期の貿易銀行が発表した外貨交換レートにあわせて、転換性外貨に換算して納付しなければならない」と、ハードカレンシーでの納付を義務づけている⁷。

第2章の企業所得税の規定では、まず第16条に規定されている企業活動を行い得た所得の例示が増えたことがあげられる。また、企業所得税の計算方法についても、農業部門と運輸部門、建設部門が追加され、全般的に細分化され

た内容となっている(第18条)。企業所得税率は一般地域25%、羅先経済貿易地帯14%と変わりはないが、「共和国国籍を持っている海外朝鮮同胞とともに事業を行う外国人投資企業」に対する優遇税率規定(一般地域で25%→20%、羅先経済貿易地帯で14%→10%)が新設されている。その他、推奨部門の税率は10%となっている(第20条)。

企業所得税は四半期ごとの予定納付と、年1回の確定納付で納付する(第22条)。外国投資企業は企業所得税の納付前に企業所得税納付文書と税制決算文書を税務機関に提出する義務がある。四半期ごとの財政決算文書として提出すべき文書の具体的な列挙が追加されている(第23条)。外国投資企業が外国に常駐代表機構を置いて得た収入のうち、外国で納付した税額については、北朝鮮の税率で計算した税額を限度に、実際に納付した税額が控除される(第28条)。ただし、租税協定等がある場合には、それに従うことができる(外国人投資企業及び外国人所得税法第7条)。また、外国投資企業に適用される特恵については、第29条に一括して規定されている。この特恵措置で企業所得税を軽減された場合に、軽減の条件を満たさなかった場合の取り扱いが、今回の改正でより具体的に規定されるようになった⁸。

個人所得税に関しては、改正前と比較すると、固定財産賃貸所得と利子所得が新設され、工業所有権と著作権が合体して、知的所有権となった。個人企業所得は、労働報酬及び知的所有権及びノー・ハウの提供による所得の中に細分化されて組み込まれている(第36条)。単なる担ぎ屋などではなく、コンサルタント等の仕事を予定しているようである。また、個人所得税を納めるべき所得が現物又は有価証券である場合には、それを取得する時の現地価格とする規定が新設された(第37条)。個人所得税率の課税の基準は、改正前と同じく「経済管理改善措置」以前の金額が規定されている(第38条)。個人所得税の納付については、改正前と比較して、源泉徴収した税金の納付期間の短縮、国内の収益人が得た財産所得の納付期限の明確化、個人業については申告納付ではなく、報酬を支払う側が源泉徴収を行うようになる等の変化がある(第40条)。また、転勤等で本国から給与を得ている場合に税務機関が承認すれば個人所得税を軽減することができるようになった(第42

⁶ この条項の意味は基本的には外国投資企業及び外国人と関連する税金の種類を整理するためのものといえる。北朝鮮では1974年に税金が廃止されているが、国家納付金などの事実上の税金は存在する。憲法で「税金がなくなった国」という規定が置かれているために、当分の間国内経済において「税金」が復活することはないだろう。

⁷ 外貨管理法の改正により、外貨と朝鮮ウォンの換算レートが複数存在するようになったこととも関連していると考えられる。外貨管理法の改正については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(1)」『ERINA REPORT』vol. 58 (2004. 7) 59～61頁を参照されたい。

⁸ 具体的には「投資を適切に行わない場合」と「承認された生産業は行わずにサービス業のみを行う場合」であるが、このような問題が羅先経済貿易地帯を中心に実際に発生しているようである。

条)。

第4章は財産税について規定している。外国人が課税される財産税は「共和国領域内に有している建物、船舶及び飛行機」に対するものである(第43条)。財産税は財産所有者が申告納付するのが原則であるが、財産所有者が不在の場合には、財産管理者又は使用者が財産納付義務者となる(第44条)。財産税を課税するために建物、船舶、飛行機を取得後、20日以内に登録しなければならない(第45条)。また、登録された財産は毎年1月1日付で再評価をして公証期間の公証を得た価格で30日以内に再登録しなければならない(第47条)。以前の規定では、再登録の期限は2ヶ月であった。財産税の税率は建物は1%、船舶と飛行機は1.4%である(第50条)。また、羅先経済貿易地帯における外国人に対する建物の財産税免除は、本人が羅先にいることが条件となった(第53条)⁹。

第5章では相続税について規定している。外国人が相続税を納付しなければならないのは、①「共和国領域内にある」財産を相続した時、②「共和国領域内に居住している」外国人が「共和国領域外にある財産を相続された場合」の2ケースである。相続財産になるものとして、動産、不動産、貨幣財産、有価証券、預金及び貯金、保険金、知的所有権、債権等が例示されている。

相続税の納付は、改正前は現金納付が義務づけられていたが、現在では貨幣財産で納付するようになっている(第57条)。また、改正前には相続額が20万ウォン以下の場合には相続税が免除されたが、現在では免除が行われなくなった。

第6章は取引税を規定している。取引税は、工業、農業、水産業等の生産部門の外国投資企業に適用される。課税対象は、工業部門の製品販売収入、農業部門の農畜産物販売収入、水産部門の水産部門販売収入等の収入金(売り上げ)である(第61条)。取引税の税率は1~15%、国家が制限する製品と嗜好品の税率は16~50%とされている(第62条)。また、生産業とサービス業をともに行う外国投資企業に対して、取引税と営業税を別々に計算することを義務づける条項が新設された(第63条)¹⁰。

第7章は営業税を規定している。営業税は建設業を含むサービス業の収入金に対して課税される(第67~68条)。税率は建設、交通運輸、動力部門は2~%、金融、保険部門は3~5%、。商業、貿易、旅館、給養(食堂)、娯楽、衛生サービス等の部門は4~10%である(第69条)。また、

営業税の軽減に関する条項が新設されている(第71条)。

第8章は地方税を規定している。地方税は、当該地域の公園と道路、汚物処理施設等の施設を管理運営するための資金として賦課される(第73条)。具体的には都市経営税と自動車利用税の2種類である。都市経営税は、企業の場合、毎月の賃金総額に対して1%、個人の場合は毎月の収入額の1%である(第75条)。また、自動車を所有し、利用する場合には、自動車利用税を納付することが必要である(第76条)。

第9章は制裁及び申訴を規定している。第80条に「税務機関は税金の賦課及び徴収、税金納付と関連して偏向が表れないよう監督統制事業を強化しなければならない」と規定が新設された。同時に、外国投資企業及び外国人に対して、税務機関に対する文書及び資料の開示義務を課している。また、納付期限を30日以上過ぎても払わない税金に対する差し押さえについての規定が新設されている(第81条)。その他、「承認された業種以外の営利活動を行い、不平等な収入金を得た場合にはそれを没収する」(第83条)との規定も新設されている。税法において、ここまでの厳しい規定を置いていることを考えると、例えば生産業として登録を行い、税制上の優遇措置を受けながら、実質はサービス業を行うような例が発生していることが推測できよう。

おわりに

今回改正された保険法と外国人投資企業及び外国人税金法、同法の施行規則の改正の時期と内容を見ると、1999年から2001年にかけての非常に短い間に大きな変更が行われているのがわかる。これらの変更は、2002年7月1日の経済管理改善措置の前に行われている。

保険法の改正は、これまで国家保険機関が独占していた保険事業を、国内の企業所、機関、団体が保険会社を設立するように変更した点で、大きな変化であるといえる。この動きは国営企業の経営自主権の拡大や貿易を行える対象の拡大など、経済に関する権限の下放にともない、従来国家が独占していた時代の国営行政命令的手法から、さまざまなプレーヤーが行動する場で、一定のルールを設定して国家が行政的に管理をする方向へと向かう流れにつながっているようである。

外国人投資企業及び外国人税金法、同法の施行規則の改正を見ると、前回、税関法について指摘したのと同じよう

⁹ これは、建物を外国人名義で登録することにより、財産税相当の出費を不正に免れようとする行為を封じるための変更であると考えられる。

¹⁰ 生産業を主、サービス業を従として業務を行うことにして、結局サービス業のみを行う企業が多いためにこのような条項が作られたと考えられる。

に、実際の事業の経験から問題となったところを改善していくという傾向が見られる。これは、必ずしも遵法精神に富むとはいえない外国投資企業や外国人の行動を、法の枠内でコントロールしつつ、経済活動における柔軟性を確保する手法である。

北朝鮮の経済改革において、法はそれほど注目されていないが、経済管理方法の変化や、複数のプレーヤーが競

争を行う場が存在するようになることにより、公正な競争を実現するための行為規範が必要になっていることは明かである。1999年から2002年の間に改正された経済関連法の内容を見ると、国家独占であった事業に「民間」が参入するという権限の下放と、経済実態に合わせて法規を改正するという2つの傾向が明らかになってくる。

資料（筆者による翻訳*）

1. 保険法

チュチェ 84 (1995) 年 4 月 6 日 最高人民会議常設会議決定第58号で採択
 チュチェ 88 (1999) 年 2 月 4 日 最高人民会議常任委員会政令83号で修正
 チュチェ 91 (2002) 年 5 月 16 日 最高人民会議常任委員会政令第3038号で修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 保険法の基本		第一章 保険法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国保険法は、保険の機能及び役割を高め、国の経済発展及び人民生活の安定に寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国保険法は、保険事業における制度及び秩序を厳格に樹立し、保険当事者の権利及び利益を保護し、国の経済発展及び人民生活安定に貢献する。
2	保険は、人体保険と財産保険に分ける。 人体保険には、生命保険、児童保険、旅客保険、災害保険等が属し、財産保険には、火災保険、海上保険、農業保険、信用保険等が属する。 国家は、保険に対する需要の増大に即して保険の種類を増やし、保険事業を自発性及び義務性の原則から正しく行うようにする。	2	保険は人体保険と財産保険に分ける。 人体保険には生命保険、災害保険、児童保険、旅客保険等が、財産保険には火災保険、海上保険、農業保険、責任保険、信用保険等が属する。
	第4条参照	3	保険契約は保険活動の基礎である。 国家は保険当事者が平等な地位で保険契約を結び、正確に履行できるようにする。
		4	国家は保険事業が自願性及び義務性、信用の原則に基づいて行われるようにする。
3	朝鮮民主主義人民共和国において保険事業は、国家保険機関が行う。 特殊経済地帯では、共和国の当該法規に従い外国投資家及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞も保険事業を行うことができる。外国の保険企業の代表部、支社、代理店も保険事業を行うことができる。	5	朝鮮民主主義人民共和国においての保険事業は国家保険管理機関及び保険会社が行う。特殊経済地帯において外国投資家、海外朝鮮同胞は保険会社を、外国の保険会社は代表部、支社、代理店を設立運営することができる。
4	国家は、保険当事者が平等な地位で保険契約を締結し、履行するようにする。		第3条参照
5	国家は、保険事業を奨励し、不慮の事故又は自然災害によって発生した被害及び損害に対する保険補償を円満に行うようにする。		
6	国家は、機関、企業所、団体及び公民、共和国領域にある外国機関、外国投資企業、外国人が保険に加入しようとする場合、共和国領域にある国家保険機関又は外国投資保険企業が行う保険に加入するようにする。	6	国家は保険に入ろうとする機関、企業所、団体、公民又は外国機関、外国投資企業、外国人が、共和国領域にある保険会社の保険に入るようにする。
7	国家は、保険分野で外国の保険機関、国際保険機構との交流及び協力を発展させる。	7	国家は保険分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。
		8	朝鮮民主主義人民共和国が承認した保険分野の国際条約は本法と等しい効力を持つ。
	第二章 保険当事者		
8	保険当事者は、保険者及び被保険者である。保険者には、国家保険機関及び外国投資保険企業が、被保険者には、保険に加入した機関、企業所、団体及び公民、外国機関、外国投資企業、外国人が属する。		
9	保険者は、保険事故によって被保険者が被った損害若しくは被害を補償し、又は保険期間の終了次第保険金を払い戻す義務を負い、被保険者は、保険補償を受け取る権利を有する。		
10	義務的な保険、外貨で行う保険及び再保険を行なおうとする保険者は、国家保険管理機関と合意しなければならない。		
11	保険者は、当該保険契約標準条件、保険料率を作成し、国家保険管理機関の承認を受けなければならない。 承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料率は、適用することができない。		
12	保険者は、年間業務決算の終了次第、貸借対照表及び損益計算書を正確に作成し、国家保険管理機関に提出しなければならない。		
13	外国投資保険企業は、自らが受け取った保険料の30%以上を定められた保険機関に再保険しなければならない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
14	被保険者は、保険事故によって損害を被った場合、保険補償金を受け取ることができる被保険利益が必要である。		
15	被保険者は、保険契約で定めた通りに、保険者に保険料を支払わなければならない。第三者のために保険契約を締結した者も、保険料を支払わなければならない。		
16	被保険者は、保険契約を締結したとき、保険対象に対する重要資料を保険者に正確に知らせなければならない。 被保険者は、財産保険対象の被害及び損害を防ぐための契約義務を誠実に履行し、財産保険事故が発生すれば、直ちに保険者に知らせ、損害が拡大しないようにしなければならない。		
	第三章 保険契約		第二章 保険契約
17	保険契約は、保険者と被保険者の間で締結する。 第三者のために保険契約を締結することもできる。	9	保険契約は保険者及び保険契約者の間で書面で締結する。 保険契約者とは被保険者又は被保険者のために保険契約を結んだ者となる。
		10	保険契約により保険契約者は保険料を支払う義務を、保険者は被保険者に保険金又は保険補償金を支払う義務を負う。
		11	被保険者は被保険利益があることで、保険契約を締結することができる。被保険利益なく、保険契約を締結する行為はできない。
		12	保険契約において合意する事項は次の各号に掲げる通りである。 1. 保険者の名前 2. 保険契約者の名前及び住所 3. 保険対象 4. 保険価格 5. 保険金額 6. 保険条件 7. 保険期間及びその開始日 8. 保険料及び支払方法 9. 保険補償方法 10. その他の必要な事項
		13	保険契約を締結する場合、保険者は保険契約標準条件を保険契約者に提示し、その内容を説明しなければならない。 保険契約者は保険契約に関連した正確な資料を保険者に提出しなければならない。
		16	保険契約者が保険料を定められた期間内に支払わない場合、保険契約の効力は中止する。この場合、保険者は合意して保険料を支払うことで保険契約の効力を回復させることができる。
		17	保険契約者は保険料を契約通り支払っていないため保険契約の効力が中止した場合、保険者と合意して保険料を支払い、保険契約の効力を回復させることができる。 保険者は保険契約の効力回復に対する合意ができない場合、保険契約を取り消すことができる。
		18	保険者及び保険契約者は契約期間に変更できない保険を除いては合意して契約を変更できる。この場合、保険契約申請書及び保険証券にその内容を明かさなければならない。
		19	保険契約者は保険者と合意して、保険事故が発生する前に、いつでも契約の全部又は一部を取り消すことができる。災害保険、海上保険等は取り消すことができない。
		20	保険者は保険契約者が故意的に発生させる場合や、虚偽申告をして保険補償を要求する場合には、その保険契約を取り消すことができる。この場合、保険料は返さない。
		21	再保険契約は国家保険管理機関の承認を得て締結する。
		22	社会及び集団の利益を侵害する保険契約、違法的に締結する保険契約は効力を持たない。 保険事故が発生した後から結んだ保険契約も効力を持たない。
		23	保険者は第三者の過失により発生した保険事故に対して第三者に補償を請求することができる。この場合、保険契約者は必要な証拠資料を提出しなければならない。
		24	保険補償請求は契約に定められた期間に行う。
		25	保険契約は保険仲介人を通じて締結することができる。 保険仲介人は保険契約者のために保険契約を締結する。
		26	保険仲介人は国家保険管理機関の承認を得て保険仲介業務を行わなければならない。 保険仲介人は過失により保険契約者に損害を与えたことに対して責任を負う。
18	保険当事者は、人体保険契約を定められた手続及び方法に基づいて締結しなければならない。 人体保険契約を締結する手続及び方法は、国家保険機関が定める。		

旧条	旧条文	新条	新条文
19	保険当事者は、財産保険契約を当該保険契約標準条件に従い締結しなければならない。 当該保険契約標準条件にない事項は、保険当事者が協議して定めることができる。		
20	保険者は、保険契約を締結すれば、保険証書を被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者に与えなければならない。	14	保険契約は保険契約申請書を受け取った保険者がそれに同意し、保険証券を発給したときに締結される。 保険証券の形式は国家保険管理機関が定める。
21	保険契約の効力は、保険者が被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者から保険料又は保険料支払保証を受け取った時点で発生する。 被保険者又は第三者のために生命保険、児童保険契約を締結した者が定められた期間に保険料を支払わなければ、保険契約の効力は消滅し、保険料を再び支払えば、そのときから保険契約は効力を有する。	15	保険補償責任は、保険者が保険契約者から保険証券で指摘されている保険料の全部又は一部を受け取ったときに発生する。保険料は契約により一括で支払うこともでき、又は分割で支払うこともできる。
22	財産保険契約の対象は、金額で計算できなければならない、保険価格は当事者間で協議して定める。 財産保険契約を更新しようとする保険当事者は、保険対象の価格を再び定め、保険契約書に反映しなければならない。		第38条参照
23	財産保険契約期間に保険対象におよぼす危険が変動すれば、保険当事者は協議して契約内容を変更しなければならない。 保険者は危険が増大したことに對しては追加保険料を受け取り、危険が縮小したことに對しては該当する保険料を返さなければならない。		第44条参照
24	財産保険契約期間に保険対象の価格が低下した場合、被保険者又は第三者のために保険契約を締結した者は、保険金額及び保険料を残った保険期間に該当する分だけ減額することを要求することができる。		第44条参照
25	保険契約を締結した被保険者は、契約された保険対象を第三者に譲渡することができる。この場合、保険者に事前に知らせなければならない。		
26	財産保険対象が第三者に譲渡されれば、保険契約にともなう当事者の権利義務もともに委譲される。この場合、すでに契約書で定められた危険が増大すれば、当該契約の更新、取消を行うことができる。		
27	災害保険は、契約期間の途中で取消又は変更を行うことができない。 但し、生命保険契約、児童保険は、契約期間の途中で取り消すことができる。		
28	保険者は、財産保険対象に対する被保険者の管理状況を調査することができ、事故要素を発見すれば、それをなくすための意見を与えることができる。		
第四章 保険補償			
29	保険補償は、人体保険では保険金で、財産保険では保険補償金で保険者が行う。 保険者は、保険補償を定められた通りに行なわなければならない。		
30	保険金額は、保険補償金の最高限度であり、保険料計算の基礎である。 保険金額は、保険当事者が協議して定める。 保険補償は、保険金額を超過して行うことができない。		
31	保険者は、生命保険、児童保険に加入した被保険者が死亡した場合、該当する保険金を支払い、保険事故がなく保険契約期間が終了し、定められた保険料を全額支払った被保険者には、満期保険金を支払わなければならない。		第28条参照
32	保険者は、旅客保険、災害保険に加入した被保険者が死亡した場合又は労働能力を喪失した場合、該当する保険金を支払わなければならない。 労働能力鑑定は、当該医療機関が行う。		第30条参照
33	生命保険に加入した被保険者が、裁判所の判決によって財産没収の刑を受けた場合、保険金を支払わない。		
34	旅客保険、災害保険、財産保険の場合、保険事故がなく保険契約期間が終了すれば、すでに受け取った保険料は保険者の収入とする。		
35	被保険者は、財産保険事故が発生した場合、契約で定められた期間内に、損害鑑定文書及び保険証書を添付した損害補償請求書を保険者に提出しなければならない。 保険者は、損害補償請求書を正確に検討し、保険補償金を支払わなければならない。		
36	保険者は、財産保険事故が発生し、被保険者が増大する損害を防ぐために正当に支出した費用を補償しなければならない。但し、被保険者が適時に対策を立てずに増大した損害は補償しない。		第51条参照
37	財産保険価格の一部を保険に入れた場合、保険補償金は、保険価格に対する保険金額の比率に基づいて計算する。		
38	財産保険対象の損害額は、損害が発生した場所の当該時期の価格に基づいて、保険当事者が協議して定める。		
39	保険者は、財産保険対象に部分損害が発生すれば、それに該当する金額のみを補償し、全損害が発生すれば、保険金額の全部を補償する。		

旧条	旧条文	新条	新条文
40	財産保険金額の全部を補償した保険者は、当該保険対象に対する被保険者の権利及び利益の全部を譲り受ける。但し、財産保険金額の一部を補償した場合には、補償した金額に該当する被保険者の権利及び利益のみを譲り受ける。		
41	被保険者は、財産保険事故の責任が第三者にある場合、その者から損害補償金を請求することができる文書を受け取り、保険者に提出しなければならない。 損害補償請求文書を受け取っていない保険者は、損害補償金を支払わない。		
42	戦争又はそれと類似した事変により発生した被害又は損害は、契約に別途に定められていない限り、補償しない。		
43	保険補償を受ける権利がある者又は保険補償を受けることに利害関係のある第三者の故意又は過失により発生した被害、損害、自然減耗、腐敗変質、錆、摩耗などによって発生した損害は補償しない。		
			第三章 人体保険
		27	人体保険は被保険者の生命や身体を対象とする。 児童保険を除いては民事上の行為無能力者は人体保険に入れない。
第31条参照		28	保険者は生命保険、児童保険に入っている被保険者が死亡した場合、該当する金額を支払わなければならない。 保険契約期間が終わり、保険料を全部払った被保険者には、満期保険金を支払わなければならない。
		29	被保険者を除いて保険金請求権を持つ者を保険収益者という。保険収益者の選定は被保険者が行う。
第32条参照		30	保険者は旅客保険、災害保険に入った被保険者が死亡した場合や労働能力を失った場合、該当する保険金を支払わなければならない。労働能力鑑定は当該医療機関が行う。
		31	保険契約者は他の人の死亡を条件に保険契約を締結する場合、その人の同意を書面で得なければならない。 保険事故により生まれた権利を被保険者ではない者に譲渡する場合にも、その人の同意を書面で得なければならない。
		32	死亡を条件とする保険において、保険者は保険事故が保険契約者、保険収益者の過失により発生した場合でも保険補償を行わなければならない。
		33	保険収益者を変更する場合には保険者に書面で通知する。 保険者は保険収益者変更通知を受理すれば、保険契約申請書にその事実を明かさなければならない。
		34	保険収益者を数人選定した場合には、保険金の分配比率を個別的に定める。 合意により比率を同じにすることができる。
		35	死亡保険金を被保険者の相続人に支払う場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 保険収益者が決まっていない場合 2. 保険収益者が被保険者より先に死亡したが、他の保険収益者がいない場合 3. 保険収益者が保険金請求権を喪失又は諦めたが他の保険収益者がいない場合
		36	保険者は保険契約者が故意に保険事故を起こした場合には保険金支払い責任を負わない。 保険収益者が故意に保険事故を起こした場合にも保険金支払い責任を負わない。
		37	保険者は第三者の過失により被保険者が死亡、負傷した場合や、病気により被保険者又は保険収益者に保険金を支払った場合には第三者から補償される権利を得る。
			第四章 財産保険
第22条参照		38	財産保険は機関、企業所、団体及び公民の財産を対象とする。 財産保険の対象は金額で計算できるものとする。
		39	保険価格は保険金額の最高限度である。 保険金額は保険価格を超過して定めることができない。
		40	1つの対象を2つ以上の保険に入れた場合、保険補償金の総額は保険金額を超過することができない。 1つの対象を2つ以上の保険に入れた被保険者は、その事由を当該保険者に伝えなければならない。
		41	保険者は保険契約を更新する場合、被保険者及び保険対象、保険価格に再び合意し、保険契約申請書に明記して保険証券を再び発給しなければならない。
		42	保険金額が保険価格より低い場合、保険者は保険金額及び保険価格の比率に合わせて補償責任を負わなければならない。但し保険契約において別に合意した内容がある場合にはそれに基づく。

旧条	旧条文	新条	新条文
		43	<p>保険者は保険契約により保険対象の管理又は安全状態について検閲することができる。又は表われた欠陥を直すことについて被保険者に要求することができる。</p> <p>被保険者が保険対象の管理を正しく行っていない場合には保険料を高くし、又は契約を取り消すことができる。</p>
	第23、24条参照	44	<p>保険者は保険対象の危険度又は保険価格が低くなると保険料を低くし、低くなった期間の保険料を計算して被保険者に返さなければならない。契約で別に定めた場合にはそれに基づく。</p>
		45	<p>保険期間が始まる前に契約の取り消しを提起された保険者は、手数料を控除した保険料を被保険者に返さなければならない。</p> <p>保険期間が始まった後、契約の取り消しを提起された場合には、その期間に該当する保険料を控除した金額を被保険者に返さなければならない。</p>
		46	<p>保険者は契約期間に取り消すことができない保険を除いて、保険対象に部分的な損害が発生した場合には、該当する保険金を支払い、保険契約を取り消すことができる。この場合、被保険者に通知しなければならない。</p>
		47	<p>保険者が支払った保険補償金が保険価格と同じである場合には、その対象に対する被保険者の権利は保険者に移る。</p>
		48	<p>保険者は第三者により損害を被った場合、被保険者に保険金を支払い、その範囲内で第三者に損害賠償を請求することができる。被保険者がすでに第三者から損害賠償を得た場合には、その金額を控除した保険補償金を支払う。</p>
		49	<p>保険者は保険補償金を支払う前に、被保険者が第三者に対する損害賠償請求権を諦めた場合、それに対する補償責任を負わない。</p> <p>被保険者に保険補償金を支払った後、保険者との合意なく第三者に対する損害賠償請求権を諦めた場合には、すでに支払った保険補償金を返してもらい権利を得る。被保険者の過失により第三者に対する損害賠償請求権を行使しなかった場合には、保険者は保険補償金を低くすることができる。</p>
		50	<p>責任保険において保険者は、被保険者が第三者に損害を与えた場合には保険補償金を第三者に直接支払わなければならない。</p> <p>被保険者が第三者に与えた損害及びそれに関連する仲裁費用、訴訟費用は保険者が負担する。但し、契約で別に定めた場合にはそれに基づく。</p>
	第36条参照	51	<p>被保険者が保険事故の原因及び規模を調査確定するため、損害が増えることを防ぐためにかかった費用は保険者が負担する。</p>
			第五章 保険会社
		52	<p>保険会社の設立承認と営業許可は国家保険管理機関が行う。設立承認と営業許可を得てない保険会社は保険業務を行うことができない。</p>
		53	<p>保険会社の設立に必要な条件は次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の定款と内部準則 2. 保険契約標準条件と保険料率 3. 決められた登録資金 4. 営業場所と事務施設 5. 必要な業務成員
		54	<p>保険会社を設立する機関、企業所、団体は、まず会社設立条件を揃えたことと関連する証明文書と業務実行可能性資料、財政銀行関係資料等を国家保険管理機関に提出し、合意を得た後、保険会社設立申請文書を提出しなければならない。</p> <p>保険会社設立申請文書の形式は国家保険管理機関が定める。</p>
		55	<p>国家保険管理機関は保険会社設立申請文書を検討し60日以内に会社の設立を承認又は否決しなければならない。</p> <p>保険会社の設立が承認されれば保険会社営業許可証を発給しなければならない。</p>
		56	<p>保険会社は営業許可証を取得した後、30日以内に会社登録を行わなければならない。</p> <p>会社登録を行わなければ営業できない。</p>
		57	<p>営業許可証をとって3ヶ月以内に会社登録をしない場合は、保険会社の営業許可は取り消される。</p>
		58	<p>保険会社は共和国領域に支社又は事務所を設置する場合、国家保険管理機関の承認を得なければならない。</p> <p>保険会社の支社、事務所は該当する登録をしてはじめて営業活動を行うことができる。</p>
		59	<p>保険会社は国家保険管理機関が承認した範囲内で営業活動をしなければならない。名称、定款、業種、登録資金、営業場所等を変更する場合には改めて承認を得なければならない。</p>
		60	<p>保険会社は定められた最低補償支払能力を持っていなければならない。</p> <p>保険基金を積立てなければならない。</p> <p>保険基金の規模と積立て方法は国家保険管理機関が定める。</p>
		61	<p>保険会社は代理人を選定し、代理人を通じて保険業務を行うことができる。この場合、代理人名簿を揃えて保険代理人を登録しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
		62	保険代理人は保険会社が与えた権限の範囲内で代理人業務を行い、その状況を文書で正確に明かさなければならない。 保険代理行為に対する責任は該当する保険会社が負う。
		63	生命保険会社の代理人は他の生命保険会社の代理業務を行うことができない。
		64	保険会社は会計年度終了後3ヶ月以内に業務報告書、貸借対照表、損益計算書等の文書を正確に作成し、国家保険管理機関に提出しなければならない。
	第五章 保険事業に対する指導統制及び紛争解決		第六章 保険事業に対する指導統制及び紛争解決
44	保険事業に対する指導統制は、国家保険管理機関が行う。国家保険管理機関は、保険事業を正確に掌握指導し、保険契約標準条件及び保険料率の適用を常に監督統制しなければならない。	65	保険会社に対する指導統制は国家保険管理機関が行う。 国家保険管理機関は保険事業発展の要求に合わせて保険事業に対する指導体系と方法を改善し、保険会社の営業活動を正確に統制しなければならない。
		66	国家保険管理機関は次の各号に掲げる通りの事業を行う。 1. 国家の保険政策と保険法を執行するための細則、指導書を作成する。 2. 国際保険市場と保険発展趨勢を調査分析し、保険会社に通報する。 3. 保険会社の定款、保険契約標準条件、保険料率、業種とその変更を承認する。 4. 保険会社の登録資金とその最低限度額を規定する。 5. 保険会社は支社、事務所、代理人の営業活動を監督する。 6. その他、国家が委任した事業を行う。
		67	国家保険管理機関は保険事故に対する評価と鑑定を正確に行わなければならない。 保険事故に対する評価と鑑定は専門鑑定機関又は国家的資格がある幹部のみができる。
		68	当該機関、企業所、団体と保険会社は、保険事業と関連する文書と資料を定められた期間まで保管しなければならない。
45	次の各号に掲げる場合には、罰金を徴収する。 1. 国家保険管理機関との合意なしに義務的保険、外貨で行う保険、再保険を行なった場合 2. 国家保険管理機関の承認を受けていない保険契約標準条件又は保険料を適用した場合 3. 年間貸借対照表及び損益計算書を事実通りに作成しなかった場合又は適時に提出しなかった場合 4. 正当な理由なく保険補償を行なわなかった場合又は適時に行なわなかった場合	69	保険会社に罰金を課する場合、営業を中止させる場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 承認を得ずに会社を設立した場合、営業許可を得ずに保険業務を行った場合 2. 承認を得ずに保険契約標準条件、保険料率を適用した場合や業種を変更した場合 3. 財政状態票、損益計算書を事実通りに作成してない場合や偽造した場合 4. 正当な理由もなく保険補償をしてない場合や少なく補償した場合 5. 承認を得ずに会社の名称、定款、登録資金、営業場所を変更した場合 6. 保険基金を積立てなかった場合や承認を得ずに他の用途に利用した場合 7. 承認を得ずに会社を分離した場合や統合した場合 8. 子供を除いた行為無能力者を対象に人体保険を入れた場合
		70	保険契約者又は保険収益者に罰金を課する場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 故意的に保険事故を起こして保険補償を得た場合 2. 保険事故と関連する虚偽通報をして保険補償を得た場合 3. 文書を偽造して保険補償を多く得た場合
		71	保険会社の個別的幹部に罰金を課す場合は次の各号に掲げる通りである。 1. 職権を悪用して被保険利益を与えた場合や正当な根拠もなく保険補償請求手続をさせ、又は保険補償を行った場合 2. 保険契約者又は保険収益者を騙した場合 3. 保険契約者又は保険収益者の違法行為を助長した場合、又は共謀した場合
		72	保険代理人、保険仲介人が保険者又は保険契約者、保険収益者を騙した場合は罰金を課するかその活動を中止させる。
46	本法に違反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民には、情状に従い行政的又は刑事的責任を課する。	73	この法を守らずに嚴重なる結果を引き起こした場合には情状により刑事責任を負わせる。
47	保険事業と関連する紛争は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、共和国の裁判、仲裁機関に提起して解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	74	保険事業と関連した紛争は協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、共和国裁判、仲裁機関に提議して解決する。 当事者の合意により第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

2. 外国投資企業及び外国人税法（新旧対照表）

チュチュエ 82 (1993) 年 1 月 31 日 最高人民会議常設会議決定第 26 号として採択
 チュチュエ 88 (1999) 年 2 月 26 日 最高人民会議常任委員会政令第 484 号として修正補充
 チュチュエ 90 (2001) 年 5 月 17 日 最高人民会議常任委員会政令第 2315 号として修正補
 チュチュエ 91 (2002) 年 11 月 7 日 最高人民会議常任委員会政令第 3400 号として修正

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 外国投資企業及び外国人税法の基本		第一章 外国投資企業及び外国人税法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。
2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。 企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税務登録、変更、取消手続を行う。 外国投資企業の財政簿記計算は、共和国の法人である合作企業、合弁企業、外国人企業及び共和国の法人ではない外国企業が行う。	2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。 企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税務登録、変更、取消手続を行う。 外国投資企業の財政簿記計算は、共和国の法人である合作企業、合弁企業、外国人企業及び共和国の法人ではない外国企業が行う。
3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。	3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。
4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。
5	外国投資企業及び外国人税務事業に対する統一的な指導は中央財政指導機関が行う。	5	外国投資企業及び外国人税務事業に対する統一的な指導は中央財政指導機関が行う。
6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住している朝鮮同胞にも本法を適用する。	6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住している朝鮮同胞にも本法を適用する。
7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した条約で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。	7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間に締結した税金と関連した条約で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。
	第二章 企業所得税		第二章 企業所得税
8	外国投資企業は、共和国領域内で生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行なって得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノウハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得に対し企業所得税を納めなければならない。 外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社、代理店等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。	8	外国投資企業は、共和国領域内で生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行なって得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノウハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得に対し企業所得税を納めなければならない。 外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社、代理店等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。
9	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。羅先経済貿易地帯に創立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門、資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は10%とする。	9	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。羅先経済貿易地帯に創立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門、資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は10%とする。
10	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。 羅先経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。	10	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。 羅先経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。
11	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価を差し引き利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。	11	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価を差し引き利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。
12	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。	12	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。
13	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、決算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。	13	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、決算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。
14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。

旧条文	旧条文	新条文	新条文
15	次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。 1. 外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2. 奨励部門及び羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3. 羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4. 羅先経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。	15	次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。 1. 外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。 2. 奨励部門及び羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。 3. 羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 4. 羅先経済貿易地帯で総投資額が45億ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。
16	外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けられる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。	16	外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けられる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。
第三章 個人所得税		第三章 個人所得税	
17	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。	17	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。
18	個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。 1. 労働報酬による所得 2. 利子所得 3. 配当所得 4. 固定資産賃貸所得 5. 財産販売所得 6. 知的所有権及びノー・ハウの提供による所得 7. 経営と関連したサービス提供による所得 8. 贈与所得	18	個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。 1. 労働報酬による所得 2. 利子所得 3. 配当所得 4. 固定資産賃貸所得 5. 財産販売所得 6. 知的所有権及びノー・ハウの提供による所得 7. 経営と関連したサービス提供による所得 8. 贈与所得
19	個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。 1. 労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額が1,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には5～30%とする。 2. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得の個人所得税率は20%とする。 3. 贈与所得に対する個人所得税は所得が1万ウォンまでの場合免除し、それ以上である場合、税率は所得額の2～15%とする。 4. 財産販売所得に対する所得税率は25%とする。	19	個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。 1. 労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額が7万5千ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には5～30%とする。 2. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得の個人所得税率は20%とする。 3. 贈与所得に対する個人所得税は所得が75万ウォンまでの場合免除し、それ以上である場合、税率は所得額の2～15%とする。 4. 財産販売所得に対する所得税率は25%とする。
20	労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額に定められた税率を適用する方法し計算する。	20	労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額に定められた税率を適用する方法し計算する。
21	配当所得、財産販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。	21	配当所得、財産販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。
22	利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。	22	利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。
23	固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、手数料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。	23	固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、手数料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。
24	個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。 1. 労働報酬に対する個人所得税は、労働報酬を支払う単位が、労働報酬を支払う時に控除して5日以内に所在地の財政機関に納付し、又は収益者が労働報酬を支払われた日から10日以内に居住地の財政機関に納付する。 2. 財産販売所得、贈与所得に対する個人所得税は四半期翌月の10日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に収益金を支払う単位が控除納付し、又は収益者が申告納付する。 共和国銀行に貯蓄性預金をした金銭と羅先経済貿易地帯にある非居住者間の取引を対象とする銀行に預金した金銭に対する利子に対しては、個人所得税を納付しない。	24	個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。 1. 労働報酬に対する個人所得税は、労働報酬を支払う単位が、労働報酬を支払う時に控除して5日以内に所在地の財政機関に納付し、又は収益者が労働報酬を支払われた日から10日以内に居住地の財政機関に納付する。 2. 財産販売所得、贈与所得に対する個人所得税は四半期翌月の10日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。 3. 利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に収益金を支払う単位が控除納付し、又は収益者が申告納付する。 共和国銀行に貯蓄性預金をした金銭と羅先経済貿易地帯にある非居住者間の取引を対象とする銀行に預金した金銭に対する利子に対しては、個人所得税を納付しない。
第四章 財産税		第四章 財産税	
25	外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。 羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。	25	外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。 羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。

旧条	旧条文	新条	新条文
26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1. 財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2. 財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3. 財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4. 財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。	26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1. 財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2. 財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3. 財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4. 財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。
27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。	27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。
28	財産税の税率は、登録された財産価格の1～1.4%とする。	28	財産税の税率は、登録された財産価格の1～1.4%とする。
29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。	29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。
30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。	30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。
	第五章 相続税		第五章 相続税
31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。	31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。
32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。	32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。
33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。	33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。
34	相続税の税率は、相続する金額の6～30%とする。	34	相続税の税率は、相続する金額の6～30%とする。
35	相続税は、課税対象額に定めた税率を適用して計算する。	35	相続税は、課税対象額に定めた税率を適用して計算する。
36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。	36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が375万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。
	第六章 取引税		第六章 取引税
37	生産部門の外国投資企業は、取引税を納めなければならない。	37	生産部門の外国投資企業は、取引税を納めなければならない。
38	取引税の課税対象は、生産物の販売収益金とする。	38	取引税の課税対象は、生産物の販売収益金とする。
39	取引税の税率は、生産物販売額の1～15%とする。 贅沢品に対する取引税の税率は、生産物販売額の16～50%とする。	39	取引税の税率は、生産物販売額の1～15%とする。 贅沢品に対する取引税の税率は、生産物販売額の16～50%とする。
40	取引税は、生産物販売額に定めた税率を適用して計算する。外国投資企業が生産業及びサービス業をあわせて行う場合、取引税と営業税をそれぞれ計算する。	40	取引税は、生産物販売額に定めた税率を適用して計算する。外国投資企業が生産業及びサービス業をあわせて行う場合、取引税と営業税をそれぞれ計算する。
41	取引税は、生産物販売者が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。	41	取引税は、生産物販売者が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1. 輸出商品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2. 羅先経済貿易地帯内では、取引税を50%軽減する。	42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1. 輸出商品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2. 羅先経済貿易地帯内では、取引税を50%軽減する。
	第七章 営業税		第七章 営業税
43	サービス部門の外国投資企業は、営業税を納めなければならない。建設部門の外国投資企業も営業税を納めなければならない。	43	サービス部門の外国投資企業は、営業税を納めなければならない。建設部門の外国投資企業も営業税を納めなければならない。
44	営業税の課税対象は、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門のサービス収入金及び建設部門の建設物引渡収入金とする。	44	営業税の課税対象は、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門のサービス収入金及び建設部門の建設物引渡収入金とする。
45	営業税の税率は当該収入金の2～10%とする。	45	営業税の税率は当該収入金の2～10%とする。
46	営業税は、業種別の収入金に定められた税率を適用して計算する。 外国投資企業がさまざまな業種の営業を行う場合、営業税を業種別に計算する。	46	営業税は、業種別の収入金に定められた税率を適用して計算する。 外国投資企業がさまざまな業種の営業を行う場合、営業税を業種別に計算する。
47	営業税は、外国投資企業が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。	47	営業税は、外国投資企業が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
48	羅先経済貿易地帯では、営業税を50%軽減する。商業、給養業、娯楽業に対しては、軽減しない。	48	羅先経済貿易地帯では、営業税を50%軽減する。商業、給養業、娯楽業に対しては、軽減しない。
	第八章 地方税		第八章 地方税
49	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。地方税には都市経営税、自動車利用税が属する。	49	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。地方税には都市経営税、自動車利用税が属する。
50	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。	50	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。
51	都市経営税の課税対象は、外国投資企業の月労働賃金総額、居住する外国人の月収入額とする。	51	都市経営税の課税対象は、外国投資企業の月労働賃金総額、居住する外国人の月収入額とする。

旧条	旧条文	新条	新条文
52	都市経営税の納付計算は、次の各号に掲げる通りを行う。 1. 外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。 2. 居住する外国人は、毎月収入額に1%の税率を適用して計算した税金を、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付する。場合により、労働賃金を支払う単位が控除納付することもできる。	52	都市経営税の納付計算は、次の各号に掲げる通りを行う。 1. 外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。 2. 居住する外国人は、毎月収入額に1%の税率を適用して計算した税金を、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付する。場合により、労働賃金を支払う単位が控除納付することもできる。
53	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。	53	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。
54	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。	54	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。
55	自動車利用税の税額は20～220ウォンとする。	55	自動車利用税の税額は1,500～1万5,000ウォンとする。
56	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。 自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したことに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。	56	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。 自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したことに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。
第九章 制裁及び申訴		第九章 制裁及び申訴	
57	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。	57	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。
58	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1. 税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2. 控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3. 故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。	58	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1. 税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、15万ウォンまで支払わせる。 2. 控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3. 故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。
59	本法に反し、重大な結果を引き起こした場合には、行政的又は刑事的責任を負う。	59	本法に反し、重大な結果を引き起こした場合には、行政的又は刑事的責任を負う。
60	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴又は訴訟を提起することができる。申訴は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。	60	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴又は訴訟を提起することができる。申訴は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。
61	財政機関は、申訴を受理した日から30日以内に、申訴内容を調査処理しなければならない。 申訴の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	61	財政機関は、申訴を受理した日から30日以内に、申訴内容を調査処理しなければならない。 申訴の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。

3. 外国投資企業及び外国人税金法施行規定

1994年2月21日 政務院決定
チュチュエ 91 (2002) 年6月14日 内閣決定第39号として採択

旧条	旧条文	新条	新条文
0.5	第一章 一般規定	0.5	第一章 一般規定
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法』を正確に執行するために制定する。	1	本規定は朝鮮民主主義人民共和国の外国投資企業及び外国人税金法を正確に執行し、税務事業における制度及び秩序を確立するために制定する。
		2	外国投資企業及び外国人と関連する税金には、企業所得税、個人所得税、財産税、相続税、取引税、営業税、地方税が含まれる。
2	本規定は、共和国領域の内外で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業と外国人、共和国領域内で所得を得る外国企業と外国人に適用する。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外の朝鮮同胞にも、本規定を適用する。 外国人投資企業には、『朝鮮民主主義人民共和国領域外国人投資法』に従って設立運営される合作企業、合弁企業、外国人企業が、外国企業には共和国領域内に常駐機関を設置して経営活動を行い、又は常駐機関を設けずして共和国領域内で利子、配当金、賃貸料と工業所有権、ノー・ハウの提供による所得等の所得源泉のある外国会社、商社その他の経済組織が属する。 本規定で、外国人投資企業及び外国企業を外国投資企業という。	3	共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人は、本規定に基づいて税金を納付しなければならない。 共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る海外朝鮮同胞にも、本規定を適用する。 外国投資企業には外国人投資企業及び外国企業が含まれる。 外国人投資企業には共和国領域内で創設運営される合作企業、合弁企業、外国人企業が、外国企業には共和国領域内に常駐機構を置いて経営活動を行い、又は常駐機構を置かずして共和国領域内で所得を得る外国会社、商社等の経済組織が属する。 外国人には共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国人が属する。
3	外国投資企業及び外国人に対する税金の賦課と徴収、税金納付状況についての監督統制事業は、財政機関が行う。 財政機関には、財政部と道、市、郡の行政経済委員会の財政部署が含まれる。 外国投資企業及び外国人は、税務状況を検閲するのに必要な書類と資料を適宜に提示しなければならない。	12	外国投資企業及び外国人に対する税金の賦課及び徴収、税金納付と関連する事業は、中央財政指導機関の統一的管理及び指導の下で当該税務機関が行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
4	<p>外国投資企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関に税務登録を行い、税務登録証の発給を受けなければならない。</p> <p>共和国領域内に180日以上滞留する外国人は、滞留承認を受けた日から30日以内に、当該財政機関に税務登録を行わなければならない。</p> <p>企業の所在地が変動した場合又は統合、分離された場合及び登録資本、経営範囲、業種等が変更された場合には、変更登録を行なった日から20日以内に、当該財政機関に税務変更登録を行い、税務登録証の再発給を受けなければならない。</p> <p>解散される外国投資企業は、道行政経済委員会に企業登録の取消手続をする20日前に、当該財政機関に税務登録取消手続を行わなければならない。</p>	4	<p>外国投資企業及び外国人は次の各号に掲げる通りに税務登録をしなければならない。1. 外国投資企業は企業を登録した日から20日（羅先経済貿易地帯では15日）以内に、該当する財政機関（以下、税務機関とする）に税務登録をしなければならない。企業の所在地が変動し、又は企業が統合、分離した場合及び登録資本、経営範囲、業種等の税務登録内容に変更がある場合には、変更登録をした日から20日（羅先経済貿易地帯では15日）以内に、税務機関に税務変更登録を行わなければならない。解散される外国投資企業は、企業登録取消手続を行う20日前に当該税務機関に税務登録取消手続を行わなければならない。2. 共和国領域内に180日（羅先経済貿易地帯では90日）以上の滞留又は居住する外国人は、滞留又は居住承認を得た日から20日（羅先経済貿易地帯では15日）以内に、当該税務機関に税務登録をしなければならない。</p>
5	<p>税務登録を行なおうとする場合には、税務登録申請書を当該税務機関に提出しなければならない。</p> <p>外国投資企業は、次の内容を明らかにした税務登録申請書に企業登録写本を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業名と住所 2. 企業登録日、登録番号 3. 企業の経営方式と業種 4. 経営期間 5. 従業員総数（そのうち外国人数） 6. 敷地面積 7. 取引銀行名と口座番号 8. 企業責任者と財政簿記責任者の氏名 <p>外国人は、税務登録申請書に氏名と国籍、住所、旅券番号、滞留証発給日、滞留期間を明らかにしなければならない。</p> <p>税務変更登録又は税務登録取消手続を行なおうとする場合には、税務変更登録申請書又は税務登録取消申請書に、企業名と住所、変更又は取消の根拠を明らかにしなければならない。</p>	5	<p>税務登録を申請する場合には、当該税務機関に税務登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>外国投資企業の税務登録申請書には、企業の名称及び所在地、企業登録日付及び登録番号、総投資額及び登録資本、企業形態及び業種、経営機関、従業員数（その中で外国人数）、敷地面積及び建物面積、取引銀行の名称及び口座番号、企業の責任者及び財政簿記責任者名並びにその他必要な内容を明らかにし、企業登録文書写本を添付しなければならない。</p> <p>外国人の税務登録申請書には申請者名、国籍、住所、旅券番号、滞留証又は居住登録証の発給日付、滞留又は居住期間等の内容を明らかにし、必要な文書を添付しなければならない。</p> <p>税務変更登録を申請する場合、税務登録取消手続を申請する場合には、税務機関に企業の名称又は外国人名及び住所、変更及び取消根拠等の内容を明らかにし、税務変更登録申請書又は税務登録取消申請書を提出しなければならない。</p>
		6	<p>税務登録を行った場合には、税務登録をした日から10日以内に、申請者に税務登録証を発給しなければならない。</p> <p>税務登録に変更がある場合には、税務登録証を再び発給しなければならない。</p>
6	<p>税務に利用される文書様式は、財政省が定める。</p> <p>税務文書は、朝鮮語で記入しなければならない。外国語で記入した場合には、その下に朝鮮語の訳を記さなければならない。</p> <p>税務文書には、企業の印章と企業責任者及び財政簿記責任者の印章を押さなければならない。</p>	7	<p>税務に利用する文書様式は財政省（以下、中央財政指導機関とする）が制定する。</p> <p>税務と関連する文書は朝鮮語で書かなければならない。</p> <p>税務文書を外国語で書いた場合には、その下に朝鮮語で翻訳して書かなければならない。</p> <p>税務文書には企業の印章及び企業責任者、財政簿記責任者の印章を押さなければならない。</p>
7	<p>税務と関連する文書（コンピュータで記録した場合にはテープとフロッピーディスク）は取引が発生した順序通りに綴り、文書作成から5年間（財政簿記決算書、固定資産文書は、企業の存続期間の終了まで）保存しなければならない。</p>	8	<p>外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業の簿記計算及び関連する法規範に基づいて行わなければならない。</p> <p>税務と関連のある文書（税務と関連のある内容が記録されているコンピュータ記憶媒体を含む）は、取引が行った日から順番に綴り、文書が始まった日から5年（財政決算文書、固定資産と関連のある文書は当該企業の存続期間が終わるまで）間、保存しなければならない。</p>
8	<p>外国投資企業及び外国人が納める税金は、朝鮮ウォンで計算し納付する。朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した時期の外貨換算率に従って行う。</p>	9	<p>税金は計算された朝鮮ウォンを当該時期の貿易銀行が発表した外貨交換レートに合わせて、転換性外貨に換算して納付しなければならない。</p>
9	<p>税金は、収益者が直接申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。</p>	10	<p>税金は収益者が直接申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付しなければならない。</p>
10	<p>税金は、財政機関の確認を受けた税金納付書の提出とともに、当該銀行に納付する。</p> <p>税金を受け取った銀行は、申告納付者又は控除納付者（以下、納税義務者とする。）に税金納付領収書を、財政機関には税金納付通知書を発給しなければならない。</p>	11	<p>税金は当該銀行の税務機関口座に納付しなければならない。</p> <p>税金を納付する場合には、税務機関の確認を受けた税金納付文書を当該銀行に提出しなければならない。銀行は税務機関の確認がある文書のみ受け付けて決済しなければならない。</p> <p>銀行は申告納付者又は控除納付者（以下、納税義務者とする）に税金納付領収書を、税務機関には税金納付通知書を発給しなければならない。</p>
11	<p>帰国（臨時出国は除外）しようとする外国人は、未納の税金を納付しなければ出国手続を行うことはできない。</p>	13	<p>帰国（臨時出国は除く）する外国人は、税金を納付した確認文書がなければ出国手続を行うことができない。</p>
12	<p>外国投資家と外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間で締結した税金と関連する協定で、本規定と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に従って税金を納付することができる。</p> <p>外国投資家には、共和国領域内に投資した外国の法人と個人が含まれる。</p>	14	<p>外国投資家及び外国人は、共和国と自国の政府間で締結した税金と関連する協定に、税金問題を本規定とは異なるように定めた場合には、その規定に基づいて税金を納付できる。</p> <p>外国投資家には共和国領域内に投資した外国の法人及び個人が含まれる。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
	第二章 企業所得税		第二章 企業所得税
13	<p>外国投資企業は、共和国領域内で得た所得については、企業所得税を納付しなければならない所得には、企業活動で得た所得とその他の所得が含まれる。</p> <p>企業活動を行なって得た所得には、生産部門の生産物販売所得、建設、探査、開発部門の所得、商業（貿易も含む。）部門の商品販売所得、金融部門の利子及び手数料所得、交通運輸、通信、公共給食便益等のサービス部門の運賃及び料金所得等が含まれる。</p> <p>その他の所得には、次の所得が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利子所得 2. 利益配当所得 3. 財産の賃貸及び譲渡所得 4. 工業所有権とノー・ハウ、著作権の提供及び譲渡による所得 5. 技術顧問、相談、技能工養成等の経営サービスを行なって得た所得 6. 廃棄物及び副産物処理による所得 7. これ以外の所得 外国人投資企業は、共和国領域外で得た所得についても、企業所得税を納付しなければならない。 	15	<p>外国投資企業は共和国領域内で企業活動を行い得た所得及びその他の所得、共和国領域外で得た所得に対して企業所得税を納付しなければならない。</p>
		16	<p>企業所得税の課税対象は次の各号に掲げるような所得が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国投資企業が共和国領域内で企業活動を行い得た所得には、工業、農業、漁業部門の生産物販売所得、建設、探査、開発部門の建物引渡所得、運輸、通信、動力部門の運賃及び料金所得、商業（貿易を含む）部門の商品販売所得、金融部門の利子及び手数料所得、給養、便宜、娯楽業等の便宜サービス部門の飲食物販売所得及びサービス料金、その他の企業活動を行って得た収益が属する。 2. 外国投資企業が共和国領域内で得たその他の所得には、基本業種の営業活動と直接的に関連のない利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得、財産販売所得、知的所有権及び技術提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得、贈与所得並びにそれ以外のその他の所得が属する。 3. 外国投資企業が共和国領域外で得た所得には、支社所得、出張所得、子会社所得、代理店所得、その他の共和国領域外で得た所得が属する。
14	<p>企業所得税の納税年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>納税年度内に営業を開始した外国投資企業は、営業開始日からその年の12月31日まで、解散する外国投資企業は、解散する年の1月1日からその年の解散を宣布した日までとする。</p>	17	<p>企業所得税の納税年度は、毎年1月1日から12月31日までである。</p> <p>納税年度内に営業を始めた外国投資企業は、営業を始めた日からその年の12月31日まで、解散する外国投資企業は解散する年の1月1日からその年の解散を宣布した日までを納税機関とする。</p>
15	<p>企業所得税は、総収入から原価とその他の支出、取引税を控除した残りの決算利潤に賦課する。</p> <p>原価には、次の項目が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工業部門には、原料及び資材費、燃料費動力費、物資購入経費、新製品生産費、賃金、固定資産、減価償却費、職場及び会社管理費、販売費、保険料 2. 商業部門には、商品費と流通費（輸送費、保管費、包装費、容器損耗及び修理費、商品自然減耗費、営業用燃料及び電力費、賃金、対外販売手数料、備品費、暖房費照明費、水道使用料、事務費、通信費、旅費宣伝費、対外事業費労働保護費、文化事業費貸付利子、保険料、これ以外の流通費） 3. サービス部門には、公共給食原材料費と流通費交通運輸運営費、通信運営費、その他の支出には、為替変動で被った損失、企業の破産で受け取れない債権、販路が塞がり滞った製品の再生を実現するために再加工、再包装するのに要した費用等が含まれる。 	18	<p>企業所得税は外国投資企業の総収入から原価を引いて利潤を確定した後、利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に賦課し、又は所得額に賦課しなければならない。</p> <p>総収入金には外国投資企業が共和国領域外で企業活動を行って得た収入金及びその他の収入金、共和国領域外で得た収入金が含まれる。</p> <p>原価には次の各号に掲げる項目が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工業部門の原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却金、物資購入経費、新製品生産費、職場及び会社管理費、保険料、販売費 2. 農業部門の種子（卵、苗木を含む）費、燃料及び動力費、労働力費、保険料、餌及び敷き藁費、農業費、防疫及び獣医薬品費、その他の資材費、灌漑使用料、減価償却金、動物の子購入費、物資購入経費、補助部門利用費、作業班一般費、その他の管理費、販売費 3. 建設部門の資材費、労働力費、保険料、建設機械運営費、減価償却金、燃料及び動力費、企業一般費 4. 運輸部門の運営資材費、燃料及び動力費、労働力費、保険料、減価償却金、一般費 5. 商業部門の商品購入費、流通費（輸送費、保管費、包装費、容器損耗費及び修理費、商品自然減耗費、営業用燃料及び電力費、労働力費、対外販売手数料、備品費、暖房費、照明費、水使用料、事務費、通信費、旅費、宣伝費、対外事業費、労働保護費、文化事業費、貸付利子、保険料、その他の費用） 6. 給養サービス部門の給養原資材購入及び流通費 7. その他の支出には、為替レートの変動により被った損失、企業が破産して受け取れなかった債権、販路がふさがり在庫となった製品の再加工費、再包装にかかる費用等の支出が含まれる。
16	<p>作業期間が1年以上かかる建設及び組立、設置工事、大型機械設備の加工、製作等を行う企業の企業所得税は、納税年度の度に、その年に遂行した作業量に従って得た収入金から支出された費用を控除した残りの金額に賦課する。</p>	19	<p>作業期間が1年以上かかる建設及び組立、設置工事、大型機械設備の加工、製作等の作業を行う企業の企業所得税は、納税年度毎にその年に実行した作業量によって得た収入金から支出した費用を控除して残った金額に賦課する。</p>
17	<p>企業所得税率は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自由経済貿易地帯内に設立された外国投資企業は、決算利潤の14% 2. 自由経済貿易地帯外に設立された外国投資企業は、決算利潤の25% 3. 国家が奨励する先端技術部門、資源開発とインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門の外国投資企業は、決算利潤の10% 4. 自由経済貿易地帯内で得た外国企業のその他の所得は、所得額の10%、自由経済貿易地帯外で得た外国企業のその他の所得は、所得額の20% 	20	<p>企業所得税率は次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国投資企業の企業所得税率は決算利潤の25%（共和国国籍を持っている海外朝鮮同胞とともにを行う外国人投資企業は決算利潤の20%） 2. 羅先経済貿易地帯の外国投資企業の企業所得税率は決算利潤の14%（共和国国籍を持っている海外朝鮮同胞とともにを行う外国投資企業は決算利潤の10%） 3. 国家が奨励する先端技術部門、地下資源開発及びインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門（以下、奨励部門とする）の外国投資企業の企業所得税率は決算利潤の10% 4. 外国企業のその他の所得に対する企業所得税率は所得額の20%（羅先経済貿易地帯では所得額の10%）
18	<p>企業所得税は、決算利潤又は所得額に定められた税率を適用して計算する。</p>	21	<p>企業所得税は決算利潤又は所得額に定められた税率を適用して計算しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
19	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算により確定納付する。四半期決算利潤を正確に計算することができない場合には、前年度に納付した所得税額の四分の一を予定納付する。年間決算により確定納付を行うときに生じた過剰納額は返還され、不足額は追加納付する。	22	企業所得税は四半期毎に予定納付した後、年間決算により確定納付しなければならない。四半期決算利潤を正確に計算できない場合には、昨年、納付した企業所得税額の25%に該当する金額を予定納付し、季節性を持つ場合には四半期に関係なく年間的に予定納付できる。
20	外国投資企業は、四半期終了後の翌月15日以内に企業所得税を納付しなければならない。この場合、四半期決算書を企業所得税納付に先立って財政機関に提出しなければならない。	23	企業所得税は次の四半期の初月15日以内に納付しなければならない。外国投資企業は企業所得税納付文書及び財政決算文書を企業所得税の納付前に当該税務機関に提出しなければならない。企業所得税納付文書には、取引銀行の名称及び口座番号、決算利潤、税率、納税金額等を明らかにしなければならない。財政決算文書には貸借対照表、原価計算表、販売利潤実績表、利潤分配計算表、国家納付義務遂行表、損益計算表、管理費支出実績表、減価償却金積立計算表等の文書が含まれる。
21	外国投資企業は、納税年度が終了したときから2カ月以内に、年間企業所得税納付書と簿記検証事務所の確認を受けた年間決算書を当該財政機関に提出した後、年間企業所得税を納付しなければならない。	24	外国投資企業は納税年度が終わった日から2ヶ月以内に、年間企業所得税納付文書及び簿記検証機関の確認を得た年間財政決算文書を当該税務機関に提出した後、年間企業所得税を納付しなければならない。年間企業所得税の過納額は返還され、未納額は追加納付しなければならない。
22	企業所得税納付書には、取引銀行名と口座番号、決算利潤、税率、納税金額等を明らかにしなければならない。決算書には、貸借対照表、原価計算書、生産及び販売所得計算書、利益及び分配計算書、損益計算書、管理費計算書、固定資産減価償却費計算書等が含まれる。		第23条参照
23	控除納付者は、収益金を支払った日から15日以内に、企業所得税控除納付書とともに企業所得税を納付しなければならない。企業所得税控除納付書には、取引銀行名と口座番号、支払項目、支払金額、税率、納税金額等を明らかにしなければならない。	26	企業所得税は控除納付できる。控除納付者は収益金を支払った日から15日以内に、企業所得税控除納付文書を当該税務機関に提出するとともに、企業所得税を納付しなければならない。企業所得税控除納付文書には取引銀行の名称及び口座番号、支払項目、支払金額、税率、納税金額、その他の必要な内容を明らかにしなければならない。
24	外国投資企業は、経営期間の終了又は裁判所の判決により解散される場合及び自然災害等の不可抗力的要因により解散する場合、解散宣布日から20日以内に、納めるべき企業所得税額の50%を納税保証金として立て、清算案が決定した日から15日以内に、企業所得税を納付しなければならない。納税保証金は、企業所得税に回すことができる。外国投資企業が統合又は分離された場合には、そのときまでの企業所得に対し決算し、統合、分離宣布日から20日以内に、企業所得税を納付しなければならない。解散、統合、分離される外国投資企業は、未納分の企業所得税を他の債務の履行に優先して納付しなければならない。	25	外国投資企業は、経営期間が終わり、又は裁判所の判決により破産した場合及び自然災害等の不可避な事由により解散する場合、破産又は解散宣布日から20日以内に、取めるべき企業所得税額の50%を納税担保金として立て、清算案が決定した日から15日以内に、企業所得税を当該税務機関に納付しなければならない。納税担保金は企業所得税に回すことができる。外国投資企業が統合又は分離された場合には、それまでの企業所得税を計算した後、統合又は分離宣布日から20日以内に、計算した企業所得税を当該税務機関に納付しなければならない。解散、統合、分離される外国投資企業は、未納分の企業所得税を他の債務の履行に先立って納付しなければならない。
25	外国企業のその他の所得に対する企業所得税には、所得が生じたときから15日以内に、収益金を支払う単位が控除納付する。	27	外国投資企業のその他の所得に対する企業所得税は、所得が出た日から15日以内に収益金を支払う単位が収益金を支払う時に控除した後、企業所得税控除納付文書を当該税務機関に提出するとともに納付しなければならない。
26	外国人投資企業の支社が得た所得に対する企業所得税は、本社が総合して納付し、外国企業の支社が得た所得に対する企業所得税は、支社が申告納付する。共和国領域内に設置した外国人投資企業の本社と支社の企業所得税率が部門と地域により異なる場合には、各々該当する税率を適用して計算する。共和国領域外に支社を設置して得た所得に対する企業所得税を外国で納付した場合には、それを控除することができる。この場合、納付した企業所得税額が本規定に明らかにした税率で計算した企業所得税額と同一又はそれよりも少ない場合には、実際に納付した所得税額のみだけ控除し、超過した部門に対する企業所得税額は控除しない。	28	外国投資企業の支社が得た所得の企業所得税は本社が総合して納付しなければならない。外国投資企業の本社及び支社の企業所得税率が部門及び地域により異なる場合には、各々該当する税率を適用して企業所得税を計算しなければならない。外国投資企業の総収入金には、支社の所得を含めてはならない。共和国領域外に常駐代表機構を創設して得た所得の企業所得税を外国で納付した場合には、それを控除できる。外国に納付した企業所得税額が定められた税率で計算した企業所得税額と同じである場合やそれよりも少ない場合には、実際に納付した所得税額分を控除し、超過した分の企業所得税額は控除しない。
27	外国政府又は国際金融機関が共和国政府又は国立銀行に借款を与え、又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に低利（ロンドンの銀行間で提案した利率よりも低い利率）と据置期間を含む10年以上の償還期間等の有利な条件で貸付を行なった場合、その利子所得に対しては、企業所得税を免除する。	29	外国投資企業に適用される特典は次の各号に掲げる通りである。 1. 外国投資企業が共和国領域内で企業活動を行い得た配当所得には税金を賦課しないこともありうる。 2. 外国政府又は国際金融機関が、共和国政府又は国家銀行に借款した場合や外国投資銀行が共和国の銀行又は機関、企業所に低い利率（ロンドンの銀行間の提案利率より低い利率）及び猶予期間を含め10年以上の償還期間等の有利な条件で貸付した場合には、その利子所得の企業所得税を軽減される。 3. 奨励部門の外国投資企業と羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が、10年以上企業を運営した場合は、企業所得税を利潤が出る年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲内で軽減することができる。 4. 羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営した場合は、企業所得税を利潤が出る年から1年間は免除し、その後の2年間は50%の範囲内で軽減することができる。 金融企業が非居住者間の取引業務を行い得た所得には企業所得の免除又は軽減することができる。 5. 総投資額が6,000万ウォン以上となる羅先経済貿易地帯の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾、インフラ建設部門の外国投資企業の企業所得税は、利潤が出る年から4年間免除し、その後の3年間は50%の範囲内で軽減することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
28	奨励部門の外国投資企業と自由経済貿易地帯に設立した生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じた年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 奨励する部門には、先端技術部門、資源開発とインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門が含まれる。		
29	自由経済貿易地帯に設立したサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じた年から1年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。 金融機関が非居住者間の取引業務を行なって得た所得に対しては、企業所得税を免除又は軽減することができる。		
30	総投資額が6,000万ウォン以上の自由経済貿易地帯内の鉄道、道路、通信、飛行場、インフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じた年から4年間免除し、その後の3年間は50%の範囲で軽減することができる。		
31	企業所得税を免除又は軽減する期間は、利潤が生じた年から連続計算する。	31	企業所得税を免除又は軽減する期間は、利潤が生じた年から連続して計算しなければならない。
32	外国人投資企業が損失を生じた場合には、翌年度の決算利潤で埋め合わせをことができ、翌年度も埋め合わせられない場合には、連続して毎年埋め合わせをすることができるが、4年を超えることはできない。	32	外国人投資企業が経営損失を出した場合には、翌年の決算利潤から埋め合わせをことができ、翌年も埋め合わせをことができなかった場合には、連続して毎年埋め合わせをすることができるが、4年を超えることはできない。
33	企業所得税の減免を受けようとする場合には、企業所得税減免申請書を当該財政機関に提出して審査承認を受けなければならない。 企業所得税減免申請書には、企業名、と住所、業種、利潤が生じた年度、総投資額並びに取引銀行の名称及び口座番号を明記し、当該企業設立審査承認機関が証明する文書を添付しなければならない。	33	外国人投資企業が企業所得税の軽減を申請する場合には、企業所得税軽減申請書を該当する税務機関に提出して審査承認を得なければならない。 企業所得税軽減申請書には、企業の名称、所在地、業種、利潤が出た年度、総投資額、取引銀行の名称及び口座番号並びにその他の必要な事項を明らかにした後、企業創設審査承認機関の確認文書を添付しなければならない。
34	企業所得税の減免を受けた奨励部門の外国投資企業と自由経済貿易地帯に設立された生産及びサービス部門の外国投資企業が10年経過する前に撤収又は解散する場合には、すでに減免されていた企業所得税を納めなければならない。	34	企業所得税を軽減された外国投資企業が企業所得税を軽減された日から10年になる前に撤収又は解散する場合及び投資を適切に行わない場合、承認された生産業は行わずにサービス業のみを行う場合には、軽減された企業所得税額を当該税務機関に取戻なければならない。
35	外国人投資企業が企業運営で得た合法的利潤を共和国領域内に再投資して登録資本を増やす場合又は他の外国人投資企業を設立して5年以上運営する場合には、インフラ建設部門はすでに納めた再投資分に該当する企業所得税の全額を、他の部門はすでに納めた再投資分に当たる企業所得税額の50%を返還され、又は次に納めるべき企業所得税額から控除を受けることができる。この場合、当該申請書とともに再投資額と経営期間を証明する企業設立審査承認機関の確認文書を提出しなければならない。 経営期間が5年を経過する前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された企業所得税額を納めなければならない。	30	外国人投資家が企業で得た合法的利潤を共和国領域内に再投資して、登録資本を増やす場合又は他の外国人投資企業を創設して5年以上運営する場合には、すでに取めている再投資分に該当する企業所得額の50%を返還され、又は次に納めるべき企業所得税額から控除を受けることができ、インフラ建設部門はすでに取めている再投資分に該当する企業所得額の全部を返還する。 企業所得税の一部を控除又は返還を申請する場合には、税務機関に該当する申請書と共に再投資額と経営期間を証明する企業創設審査承認機関の確認文書を提出しなければならない。 経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には返還された企業所得税額を取戻なければならない。
第三章 個人所得税		第三章 個人所得税	
36	共和国領域内に180日以上滞留して所得を得た外国人は、個人所得税を納付しなければならない。 共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。 滞留又は居住期間内に臨時で出国する場合には、その日数を滞留又は居住期間に含める。	35	共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納付しなければならない。 共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納付しなければならない。 滞在又は居住する期間中に臨時で出国する場合には、その日数を滞留又は居住期間に含める。
37	個人所得税を納めるべき所得には、労働報酬による所得、配当所得、工業所有権とノー・ハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所得、財産販売所得、贈与所得、個人企業所得（個人所得に限る。）が含まれる。 個人所得税を納めるべき所得が現物又は有価証券である場合には、それを取付するときの現地価格とする。労働報酬による所得には、賃金、賞金、奨励金、加給金と講義、講演、投稿、翻訳、設計、製図、設置、手芸、彫刻、絵画、創作、公演、簿記、スポーツ、医療、コンサルタント等の仕事を行なって得た所得が属し、配当所得には、利益配当金、剰余金の分配所得等が属する。 工業所有権提供による所得には、特許権、実用新案権、工業図案権、商標権の所有者がそれを提供又は譲渡して得た所得が属し、ノー・ハウ提供による所得には、特許手続を行なわなかった、又は公開していない技術文書と技術知識、熟練技能、経験等を提供して得た所得が属する。 著作権提供による所得には、小説、詩、美術、音楽、舞踊、映画、演劇等の文学芸術作品を提供して得た所得が属し、利子所得には、預金、債券による利子所得が、賃貸所得と財産販売所得には、建物、機械、設備、自動車、船舶等の財産を賃貸又は販売して得た所得が属する。 贈与所得には、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウをはじめとする財産と財産権を贈与された所得が属し、個人企業所得には、営業許可を受けた外国人が商店、飲食店、修理所等を設け、自ら商業及びサービス活動を行なって得た所得が属する。	36	個人所得税の課税対象には、労働報酬による所得、利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得、財産販売所得、知的所有権とノー・ハウの提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得、贈与所得、その他の個人所得が含まれる。 労働報酬による所得には、賃金、加給金、奨励金、賞金と講義、講演、著述、翻訳、設計、製図、設置、手芸、彫刻、絵画、創作、公演、簿記、スポーツ、医療、コンサルタント等の仕事をして得た所得が属し、利子所得には、預金、債券による利子所得が、配当所得には利益配当金、その他の配当金等の所得が属する。 固定財産賃貸所得と財産販売所得には、建物、機械、設備、自動車、船舶等の財産を賃貸し、又は販売して得た所得が、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得には、特許権、実用新案権、工業図案権、商標権の所有者が、それを提供又は譲渡して得た所得、特許手続を行っておらず、又は公開されてない技術文献と技術知識、熟練技能、経験等を提供して得た所得、小説、詩、美術、音楽、舞踊、映画、演劇等の文化芸術作品を提供して得た所得が属する。 経営に関連するサービス提供による所得には、サービスを提供して得た所得が属し、贈与所得には、貨幣財産、現物財産、知的所有権、ノー・ハウ等の財産と財産権を贈与された所得が属する。
		37	個人所得税を納めるべき所得が現物又は有価証券である場合には、それを取付するときの現地価格とする。

旧条	旧条文	新条	新条文
38	<p>個人所得税率は、次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による個人所得税は、月労働報酬額が2000ウォンまでの場合免除し、それ以上の場合の個人所得税率は、本規定付録1に定められた超加累進税率とする。 2. 配当所得、工業所有権とノー・ハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所得による個人所得税率は、所得額の20%とする。 3. 贈与所得による個人所得税は、所得額が1万ウォンまでの場合免除し、それ以上の場合の個人所得税率は、本規定付録2に定められた税率とする。 4. 財産販売所得、個人業所得による個人所得税率は、所得額の25%とする。 	38	<p>個人所得税率は次の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬の個人所得税は月労働報酬額が1,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合の税率は所得額の5～30%とする。 2. 利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得（労働力日、包装費、手数料等の費用で20%を控除した所得）、知的所有権とノー・ハウの提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得の税率は所得額の20%とする。 3. 財産販売所得の個人所得税率は所得額の25%とする。 4. 贈与所得の個人所得税は所得額が1万ウォンまでの場合には免除し、それ以上の場合には所得額の2～15%とする。
39	<p>個人所得税は、所得額に定められた税率を適用して計算する。固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料の20%（労働力費、包装費手数料等の費用）を控除した残りの金額に定められた税率を適用して計算する。個人業を行なって得た所得に対する個人所得税は、取引税を控除した残りの所得額に税率を適用して計算する。</p>	39	<p>個人所得税は課税対象の所得額に定められた税率を適用して計算しなければならない。</p>
40	<p>個人所得税は、次の通りに納付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による所得、利子所得に対する個人所得税は、月ごとに計算し、収益金を支払う単位が翌月の15日以内に控除納付する。 2. 収益者が共和国領域外にいて共和国領域内で得た財産販売所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算して所得のあった次の四半期の最初の月の10日以内に、所得額を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいて得た財産販売所得と贈与所得に対する個人所得税は、本人が申告納付する。 3. 個人業を行なって得た所得に対する個人所得税は月ごとに計算して所得のあった翌月15日以内に、収益者が申告納付する。 4. 収益者が共和国領域外にいて共和国領域内で得た配当所得、工業所有権とノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、賃貸所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算して所得のあった次の四半期の最初の月の10日以内に、所得額を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいる場合には、本人が申告納付する。 5. 控除納付者は、控除した個人所得税の計算資料を持っていなければならない。 	40	<p>個人所得税は次の各号に掲げる通り納付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働報酬による個人所得税は、労働報酬を支払う時に毎月に計算し、労働報酬を支払う単位が控除して5日以内に納付し、又は収益者が労働報酬を得て10日以内に税務機関に納付する。 2. 収益者が共和国領域外にいて共和国領域内で得た財産販売所得の個人所得税は、収益金を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいて得た財産販売所得と贈与所得の個人所得税は、本人が次の四半期の初月10日以内に申告納付する。 3. 収益者が共和国領域外にいて共和国内で得た利子所得、配当所得、固定財産賃貸所得、知的所有権とノー・ハウ提供による所得、経営と関連するサービス提供による所得の個人所得税は、収益金を支払う単位が控除納付し、収益者が共和国領域内にいる場合には、本人が次の四半期の初月10日以内に申告納付する。 4. 控除納付者は控除した個人所得の計算資料を持っていなければならない。
41	<p>共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人が、共和国領域外で得た所得に対する個人所得税は、所得があった次の四半期の最初の月内に収益者が申告納付する。</p> <p>納税義務者が共和国領域外ですでに個人所得税を納付した場合には、本規定に従い計算した個人所得税額の範囲内で税金控除を申請することができる。申請文書には、当該国の税務機関が発給した納税文書原本を添付しなければならない。</p>	41	<p>外国人が共和国領域外で得た所得の個人所得税は、収益者が四半期毎に計算して所得がある次の四半期の初月以内に当該税務機関に申告納付しなければならない。</p> <p>納税義務者が共和国領域外で個人所得税を納付した場合には、本規定により計算した個人所得税の範囲内で税金控除を申請することができる。</p> <p>税金控除申請文書に該当する内容を明らかにした後、該当する国の税務機関が発給した納税文書原本を添付しなければならない。</p>
42	<p>外国人は、次の所得に対し個人所得税を納付しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共和国政府と外国政府間で締結した協定により個人所得税を納付しないこととした所得 2. 共和国金融機関から受けた貯蓄性預金利子と保険金及び保険補償金 3. 自由経済貿易地帯内で非居住者間の取引業務を行う銀行に非居住者が預金した利子 	42	<p>外国投資家及び外国人は次の各号に掲げるとおり所得の個人所得税を納付しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共和国政府と自国の政府間で結んだ協定により個人所得の納付しないこととした所得 2. 共和国の金融機関から受けた貯蓄性預金の利子と保険補償金 3. 羅先経済貿易地帯内で、非居住者の間で取引業務を行う銀行に、非居住者がした預金の利子 4. 外国人が貸金を本国から得て共和国内では得ていない場合には、税務機関が承認した軽減金額
第四章 財産税		第四章 財産税	
43	<p>外国人は、共和国領域内に有している建物と船舶、飛行機に対し、財産税を納付しなければならない。</p> <p>建物には住宅、別荘、付属建物が含まれ、船舶、飛行機には自家用船舶、自家用飛行機等が含まれる。</p>	43	<p>外国人は共和国領域内に有している建物、船舶及び飛行機に対して財産税を納付しなければならない。</p> <p>建物には、家、別荘、付属建物が、船舶、飛行機には、自家用船舶、自家用飛行機等が含まれる。</p>
44	<p>財産税は、財産所有者が納付しなければならない。</p> <p>財産を賃貸した場合又は抵当に入れた場合にも、財産所有者が財産税を納付する。</p> <p>財産所有者が財産所在地にいない場合には、財産の管理者又は使用者が財産税納付義務者となる。</p>	44	<p>財産税は財産所有者が申告納付しなければならない。</p> <p>財産を賃貸し、又は抵当に入れた場合でも財産税を納付しなければならない。</p> <p>財産所有者が財産のある所にいない場合には、財産管理者又は使用者が財産納付義務者となる。</p>
45	<p>外国人は、共和国領域内に建物、船舶、飛行機を所有している場合、それを所有したときから20日以内に、当該財政機関に財産登録申請書を提出し、財産価格を登録しなければならない。</p> <p>相続又は贈与により財産を譲り受けた者が共和国領域外にいる場合には、財産の所有者又は管理者が財産を登録する。</p> <p>財産登録申請書には、申請者の氏名と国籍、民族別、住所、財産名、単位、数量、建坪（トン数）、最初の価格、補修費内容年限、使用した年限、建設（製作）年度、評価価格等を明らかにしなければならない。</p>	45	<p>外国人は共和国領域内に建物、船舶、飛行機を所有している場合、それを所有した日から20日以内に当該税務機関に財産を登録しなければならない。</p> <p>相続又は贈与により財産を得た当事者が共和国領域外にいる場合には、採算の所有者又は管理者が財産を登録しなければならない。</p> <p>財産を登録する場合には財産登録申請文書を提出しなければならない。</p> <p>財産登録文書には申請者名、国籍、民族別、住所、財産名、単位、数量、建坪、当初価格、大補修費、耐用年限、使用した年限、建設（製作）年度、評価価格等の内容を明らかにしなければならない。</p>
46	<p>登録する財産の価格は、国家価格制定機関が評価し、公証機関が公証した価格とする。</p>	46	<p>登録する財産の価格は価格制定機関が評価した後、公証機関が公証した価格にしなければならない。</p>
47	<p>登録された財産は、毎年1月1日現在で評価し、公証した価格で、2月内に当該財政機関に再登録する。</p>	47	<p>登録された財産は毎年1月1日現在で再評価した後、30日以内に公証機関の公証を得た価格で当該税務機関に再登録しなければならない。</p>
48	<p>財産の所有者が変わった場合又は財産の登録価格が変わった場合及び財産を廃棄した場合には、20日以内に、公証機関の公証を受けて変更登録又は登録取消手続を行わなければならない。</p>	48	<p>財産の所有者又は財産の登録値に変動がある場合及び財産を廃棄した場合には、財産に変更があり、又は財産を廃棄した日から20日以内に公証機関の公証を得て、変更登録又は登録取消手続を行わなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
49	財産税の課税対象額は、当該財政機関に登録された財産価格とする。	49	財産税の課税対象額は当該税務機関に登録した財産価格にしなければならない。
50	財産税は、財産を登録した翌月から当該財政機関に登録された財産価格に、本規定の付録3の税率を適用して計算する。	50	財産税の税率は登録した価格に建物1%、船舶と飛行機は1.4%とする。
		51	財産税は登録された価格に定められた税率を適用して計算しなければならない。
51	納税義務者は、財産税を四半期が終了した翌月の20日以内に納付しなければならない。 やむを得ない事情で財産税を定められた期日までに納付できない場合には、当該財政機関の承認を受けて納付期日を延長し、又は次の四半期に追加して納付することができる。	52	財産税は次の四半期の初月20日以内に納付しなければならない。 やむを得ない事情により財産税を定められた期間内に納付できない場合には、当該税務機関の承認を得て納付期日を延長し、又は次の四半期に追加して納付できる。
52	自由経済貿易地帯内に外国人が自己資金で購入した建物又は建設した建物に対しては、それを購入又は竣工した月から5年間財産税を免除する。	53	羅先経済貿易地帯にいる納税義務者が、自分の資金で購入又は建設した建物の財産税は、それを購入又は竣工した月から5年間免除する。
	第五章 相続税		第五章 相続税
53	共和国領域内にある財産を相続した外国人は、相続税を納付しなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続する場合にも、相続税を納付しなければならない。 相続財産には動産、不動産、貨幣財産、有価証券、預金、貯金及び保険金、工業所有権、著作権、土地利用権、債券をはじめとする財産と財産権が含まれる。	54	共和国領域内にある財産を相続された外国人は、相続税を納付しなければならない。共和国領域内に居住している外国人は、共和国領域外にある財産を相続された場合でも相続税を納付しなければならない。 相続財産には、動産、不動産、貨幣財産、有価証券、預金及び貯金、保険金、知的所有権、債券等の財産と財産権が含まれる。
54	相続財産の価格は、相続を受けたときの財産がある現地市場価格とする。	56	相続財産の価格は相続された当時の財産がある現地価格とする。相続財産を評価する場合には簿記検証機関の検証を受けなければならない。
55	相続税は、相続財産から被相続人の債務額、相続人が負担した葬儀費用、相続期間に相続財産を保存管理するのに要した費用、財産相続と関連した公証料を控除した残りの金額に、本規定付録4の税率を適用して計算する。 被相続人の債務額、葬儀費用、財産の保存管理に要した費用の控除を受ける場合には、公証機関の公証を受けなければならない。	55	相続税の課税対象は、相続人が相続された財産の中で、被相続人の債務（相続人が負担した葬式費用、相続期間に相続財産を保存管理するのに要した費用、財産相続と関連する公証料を含む）を控除した残り金額とし、相続税額は被相続人の債務を控除した残り金額の6～30%の税率を適用して計算する。 被相続人の債務の控除を申請する場合には公証機関の公証を得なければならない。
56	相続人は、相続したときから3カ月以内に、相続財産額、控除額、課税対象額、相続税額その他必要な事項を明らかにした相続税納付書と公証機関の公証を受けた相続税控除申請書を当該財政機関に提出した後、相続税を納付しなければならない。 相続人が2人以上の場合には、相続者別に相続税を納付する。 相続税控除申請書には、相続人の氏名と住所、相続税の控除項目と金額を明らかにする。	58	相続者は財産を相続された日から30日以内に、相続財産額、控除額、課税対象額、相続税額、その他の必要な内容を明らかにした相続税納付文書と簿記検証機関の検証を受けた相続税控除申請文書を当該税務機関に提出した後、該当する相続税（相続者が2人以上の場合には相続者別に自分の分に該当する相続税）を納付しなければならない。 相続税控除申請文書には相続者名、住所、相続税の控除項目と金額、その他の必要な内容を明らかにしなければならない。
57	相続税は、現金で納付しなければならない。 やむを得ない事情により現物財産で納付しようとする場合には、その理由と財産種類、価格その他必要な事項を明らかにした申請書を当該財政機関に提出し、承認を受けなければならない。この場合、現物財産は相続を受けた財産でなければならない。	57	相続税は貨幣財産で納付しなければならない。 不可避な事情により相続税を現物財産で納付する場合には、理由と財産の種類、価格、その他に必要な内容を明らかにした申請文書を当該税務機関に提出して承認を得なければならない。 現物財産は相続された財産でなければならない。
58	相続税額が5万ウォン以上の場合には、当該財政機関に申請して3年以内に分割して納付することができる。 相続税額が20万ウォン以下の場合には、相続税を免除する。	59	相続税額が5万ウォン以上の場合には当該税務機関に申請して3年以内に分割して納付することができる。
	第六章 取引税		第六章 取引税
59	外国投資企業と個人業を営む外国人は、次の収入金に対し取引税を納付しなければならない。 1. 生産部門では、生産物と輸入した物資を共和国領域内で販売して得た収入金 2. 商業（貿易を含む。）部門では、商品を販売して得た商品販売額 3. 交通運輸、金融、観光、ホテルをはじめとするサービス部門では、運賃、貸付利子と預金利子との差額、料金等のサービス収入金	60	生産部門の外国投資企業は取引税を納付しなければならない。 生産部門には、工業、農業、水産業等の部門が含まれる。
		61	取引税の課税対象は工業部門の製品販売収入、農業部門の農畜産物販売収入、水産部門の水産部門販売収入等の収入金が含まれる。
60	取引税は生産、商業、サービス部門の収入金に付録5の税率を適用して計算する。部門別税率に従い展開された項目の税率は、財政部が定める。	62	取引税の税率は生産物販売収入金の1～15%（国家が制限する製品と嗜好品の取引税率は生産物販売収入金の16～50%）とする。 部門別の税率により展開される項目の税率は中央財政指導機関が定める。
		63	取引税は品種別の生産物販売額に定められた税率を適用して計算しなければならない。 生産業とサービス業を共に行う外国投資企業は、取引税と営業税を別々に計算しなければならない。
61	納税義務者は、当月内に得た収入金を総合して翌月の10日以内に、財政機関に取引税納付書を提出して確認を受けた後、取引税を納付しなければならない。	64	納税義務者は取引税を毎月計算し、翌月10日以内に当該税務機関に納付しなければならない。 季節性のある部門の取引税は年間毎に計算して納付することができる。
62	生産部門の外国投資企業が生産した製品を輸出する場合及び生産した製品を国家的要求によって共和国領域内で販売した場合には、取引税を免除する。	65	生産部門の外国投資企業が生産した製品を輸出する場合及び国家的な要求により共和国内で販売した場合には、取引税を免除することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
63	外国投資銀行が共和国の銀行又は企業に低い利率（ロンドンの銀行間で提案した利率より低い利率）と据え置き期間を含め10年以上の償還期間等の有利な条件で貸し付けした場合には、財政部の承認を受けて取引税の減免を受けることができる。		
		66	羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業には取引税を50%軽減する。
64	自由経済貿易地帯内の商業、交通運輸、金融、観光をはじめとするサービス部門に対しては、取引税を他の地域より50%軽減する。		
			第七章 営業税
		67	サービス部門（建設部門を含む）の外国投資企業は営業税を納付しなければならない。
		68	営業税の課税対象には、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門の運賃、料金、建設部門の建設引渡収入、貸付利子及び預金利子間の差額等の収入金が含まれる。
		69	営業税の税率は次の各号に掲げる通りである 1. 建設、交通運輸、動力部門は収入金の2～4% 2. 金融、保険部門は収入金の3～5% 3. 商業部門、貿易部門、旅館業、給養業、娯楽業、衛生便宜等の便宜サービス部門は収入金の4～10% 部門別税率により前掲項目の税率は中央財政指導機関が定める。 様々な業種の営業を行う外国投資企業及び外国人は業種別に営業税を計算しなければならない。
		70	営業税は月毎の業種別収入金に定められた税率を適用して計算し、翌月10日以内に納税義務者が当該税務機関に納付しなければならない。
		71	外国投資企業は次の各号に掲げるような場合、税務機関の承認を得て営業税を軽減できる。 1. 建設、交通運輸、動力部門の外国投資企業が国家的要求により共和国の機関、企業所に奉仕した場合及び外国投資銀行が共和国の銀行又は機関、企業所に低い利率と猶予期間を含め10年以上の償還期間等の有利な条件で貸付した場合には営業税を軽減できる。 2. 羅先経済貿易地帯のインフラを建設する場合には、営業税を免除される。 3. 羅先経済貿易地帯の中のサービス業（商業、給養業、娯楽業等のサービス業は除外）の場合には営業税の50%を軽減される。
	第七章 地方税		第八章 地方税
65	外国投資企業及び外国人は、地方税を納付しなければならない。地方税には、都市経営税、登録免許税、自動車利用税が含まれる。	72	外国投資企業及び外国人は地方税を納付しなければならない。羅先経済貿易地帯に居住せずに経済取引を行う外国人も地方税を納付しなければならない。
		73	地方税は当該地域の公園と道路、汚物処理施設等の共同施設を管理運営するために賦課する。
66	都市経営税の課税対象額は、外国投資企業である場合、企業の月労働賃金総額とし、外国人である場合には、月収入額とする。	74	都市経営税の課税対象は外国投資企業の場合、月賃金総額とし、外国人の場合には、労働報酬による所得、利子所得、配当所得、賃貸所得及び財産販売所得等の月収入額とする。
67	都市経営税は、次の通り計算して納付する。 1. 外国投資企業は、企業の月賃金総額に1%の税率を適用し、月ごとに翌月の10日以内に申告納付する。 2. 180日以上滞留又は居住する外国人は、労働報酬による所得、利子所得、配当所得、賃貸所得及び資産売却所得をはじめとする月収入に1%の税率を適用して毎月、翌月の10日以内に、本人が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	75	都市経営税は次の通り計算して納付しなければならない。 1. 外国投資企業は、月賃金総額に1%の税率を適用して翌月10日以内に申告納付する。 2. 外国人は、月収入額に1%の税率を適用して翌月10日以内に本人が申告納付し、又は、収益金を支払う単位が控除納付する。
68	企業を登録し、又は鉱業権、漁業権を登録する外国投資企業と免許証、資格証を受ける外国人は、登録免許税を納付しなければならない。登録免許税には、登録税と免許税が含まれる。		
69	登録免許税は、一件当たり本規定付録6に定められた税額により納付する。		
70	自動車を所有した外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納付しなければならない。自動車には乗用車、バス、貨物自動車、オートバイ、特殊車両が含まれる。特殊車両には起重機、燃料輸送車、セメント運搬車、フォークリフト、掘削機、ブルドーザー、トラクター等が属する。	76	自動車を所有した外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合、自動車利用税を納付しなければならない。
71	外国投資企業と及び外国人は、共和国領域内で自動車を所有したときから30日以内に、当該財政機関に申請書を提出し、自動車利用に対する税務登録を行わなければならない。自動車利用に対する税務登録申請書には、自動車所有者の氏名と国籍、民族別、住所、自動車の番号、自動車の番号と種類、座席数又は積載重量、取得日を明らかにしなければならない。	77	外国投資企業及び外国人は、共和国領域内で自動車を所有した日から30日以内に当該税務機関に申請書を提出して、自動車利用と関連する税務登録を行わなければならない。税務登録申請書には、自動車所有者名、国籍、民族別、住所、自動車の番号、種類、座席数又は積載重量、取得日付、その他の必要な内容を明らかにしなければならない。
72	自動車利用税は、毎年2月以内に、本規定付録7に定められた税額により申告納付する。	78	自動車利用税は自動車台当り又は座席数、積載トン当り20～220ウォンを適用して計算し、年毎に2月以内に本人が申告納付しなければならない。
73	自動車を利用しない期間が連続して60日以上の場合には、当該財政機関に申告し、利用しない期間の自動車利用税の免除を受けることができる。	79	自動車を利用しない期間が連続して2ヶ月以上の場合には、税務機関に申告して利用していない期間の自動車利用税の免除を受けることができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
	第八章 制裁及び申訴、請願		第九章 制裁及び申訴
		80	税務機関は税金の賦課及び徴収、税金納付と関連して偏向が表われないよう監督統制事業を強化しなければならない。 外国投資企業及び外国人は税務機関が要求する文書と資料を適時に見せなければならないし、必要な条件を保障しなければならない。
74	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日以内に納付しなかった場合、納付期日が終了した翌日から納付しない税額に対して毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。	81	税務機関は外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日以内に納付していない場合、納付期日が終わった翌日から納付していない税額に対して毎日0.3%に該当する延滞料を科す。 税金納付期日が終わった日から30日過ぎてても税金を納付しない場合には、納付していない税額に該当する財産を担保処分し、又は取引銀行を通じて強制納付させることができる。
75	財政機関は、税金納付義務者に、次の場合に罰金を支払わせる。 1. 定められた期日以内に税務手続を行わなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、決算書を提出しなかった場合には、責任ある当事者に2,000ウォンまでの罰金を支払わせる。 2. 控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を国庫に納付しなかった場合には、未納の税額を納付するとともに、納付しない税額の2倍までの罰金を支払わせる。 3. 帳簿、伝票、証憑文書を偽造、廃棄した場合又は原価、費用、所得額等を事実と異なって計算して脱税した場合又は、脱税額を受領するとともに、脱税額の4倍までの罰金を支払わせる。	82	税務機関は次の各号に掲げるような場合、外国投資企業及び外国人、控除納付者に罰金を科す。 1. 税務手続を適時に行っていない場合、所得税納付文書、所得税控除納付文書、財政決算文書を提出しない場合には、2,000ウォンまで科す。 2. 控除納付者が税額を少なく控除し、又は控除した税額を納付していない場合には、納付していない税額の2倍まで科す。 3. 故意に税金を納めない場合には、その税額の4倍まで科す。
		83	承認された業種以外の営利活動を行い、不当な収入金を得た場合にはそれを没収する。
76	財政機関は、罰金を支払うべき対象者に罰金通知書を送付し、罰金を支払うべき対象者は、罰金通知書を受け取った日から30日以内に支払わなければならない。		
77	本規定に違反した行為が重大な場合には、責任ある当事者に刑事的責任を負わせる。	84	本規定を守らなかった場合には、その程度により営業中止、罰金適用等の制裁を与え、破った行為が嚴重な場合には刑事的な責任を負う。
78	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合、税金を納付した日から30日以内に、税金を受領した財政機関の上部機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受領した財政機関は、30日以内に申訴、請願を処理しなければならない。	85	外国投資企業及び外国人は税金納付と関連して意見がある場合、税金を納付した日から30日以内に申訴できる。 申訴は税金を納めた機関の当該上級機関で行わなければならない。
79	申訴、請願の処理結果について意見がある外国投資企業又は外国人は、その処理を受け取った日から10日以内に、所在地又は居住地の裁判所に訴訟を提起することができる。	86	申訴は受け付けた日から30日以内に処理しなければならない。申訴処理結果に対して意見がある場合には、それを処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。

4. 税関法（拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(1)」『ERINA REPORT』 vol. 58 (2004.7) 59～71頁に紙面の都合で掲載できなかった分です）

- チュチュエ 72 (1983) 年10月14日 最高人民会議常設会議決定第7号で採択
チュチュエ 76 (1987) 年2月26日 最高人民会議常設会議決定第1号で修正補充
チュチュエ 79 (1990) 年5月17日 最高人民会議常設会議決定第24号で修正補充
チュチュエ 82 (1993) 年11月17日 最高人民会議常設会議決定第41号で修正補充
チュチュエ 88 (1999) 年1月28日 最高人民会議常任委員会政令第382号で修正補充
チュチュエ 90 (2001) 年7月26日 最高人民会議常任委員会政令第2468号で修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 税関法の基本		第一章 税関法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関手続及び検査、関税の賦課において制度及び秩序を厳格に確立し、税関検査を強化して関税政策を正確に執行することに貢献する。
2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民において義務的である。 国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。	2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民において義務的である。 国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。
3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。	3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物、国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。
4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。	4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には関税を高く賦課する。
5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一的に行う。	5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一的に行う。
6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。	6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。

旧条	旧条文	新条	新条文
7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。	7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。 特殊経済地帯の税関事業秩序は別に定める。
	第二章 税関手続		第二章 税関手続
8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。	8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。
9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。	9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途品を税関に正確に申告しなければならない。
10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及び税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、内閣の承認を受けなければならない。	10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続は、その荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、内閣の承認を受けなければならない。
11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。この場合、船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。	11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。この場合、船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。
12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。	12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。
	第三章 税関検査		第三章 税関検査
13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。	13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及、国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物、国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。
14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査をし、又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。	14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、定められたところに従い、移動税関検査をし、又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。
15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行なわなければならない。	15	税関は輸入する大型設備、貨物船等に対しては、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は荷物の到着状況を当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された機関は、申告された荷物に対する検査を責任をもって行い、その結果を税関に報告しなければならない。 税関検査を依頼した荷物は、輸送途中に降ろし、又は到着地を変更することができない。
16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。	16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。
17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。	17	税関は、武器、銃弾、爆発物、毒薬、麻薬等の禁止品及び当該機関の承認を受けない統制品、国家貿易計画になく、又は輸出入許可、搬出入承認を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。
18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された対外商品検査機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。	18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された対外商品検査機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。
19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。	19	税関は、国境駅、貿易港及び保税、免税倉庫等において自らが管轄している荷物が損失のないように正常に監督しなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物又は荷主がいらない荷物等は、税関が該当する手続に従い処理することができる。
20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。	20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。
21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。	21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。
22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。	22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。	23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。
24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷したり、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。	24	税関が管轄している荷物を運搬し、又は管理する者は、荷物の包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。
25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入したり、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかにも手紙又は金銭を入れてはならない。	25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかにも手紙又は金銭を入れてはならない。
26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。	26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。
27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。	27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。
28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。	28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。
29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。		17条参照
30	党、国家、政府の代表団成員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行わない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。	29	党、国家、政府の代表団成員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行わない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。
		30	税関は、国境を通過する荷物及び国際郵便物、公民の携帯品を開披する方法で検査することができる。密輸容疑がある運輸手段、荷物保管場所、公民に対しては搜索することもできる。
第四章 関税		第四章 関税	
31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。 必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。	31	税関は、関税を正確に賦課し、その納付状況を掌握統制しなければならない。 必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。
32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出品資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。 関税は、内閣が定める。	32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出品資の場合には国境引渡価格で行い、国際郵便物及び公民が搬入する物資は小売価格とする。 関税率は、内閣が定める。
33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。	33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。
34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資	34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資
35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出しない場合	35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出しない場合
36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。	36	税関は、物資が腐敗変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。
37	わが国と外国との間で締結した条約に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。 条約に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。	37	わが国と外国との間で締結した条約に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。 条約に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。
38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。	38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。

旧条	旧条文	新条	新条文
39	関税は、当該機関、企業所、団体及び公民が税関の発給した関税納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。	39	機関、企業所、団体及び公民は、関税納付通知書に従い関税を納付しなければならない。関税納付通知書の発給は当該税関が行う。
40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機関、企業所、団体で輸入する物資は、関税納付通知書を発給して荷主に引き渡すことができる。	40	定められた基準を超過する国際郵便物及び公民の荷物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。この場合、関税を定められた期間内に納付しなければならない。
		41	機関、企業所、団体及び公民は、税関検査料、荷物保管料、手数料等を適時に納付しなければならない。税関料金及び手数料を定める事業は、当該機関が行う。
41	当該機関、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に関税を納めない場合、関税納付期間延長申請書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、関税納付期間を10日間延長することができる。		
42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。	42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。
43	税関は、関税を誤って計算し、少なく受け取った場合又は関税を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に関税を追加して納付させることができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。	43	関税計算を誤って、少なく賦課し、又は賦課できなかった場合には当該物資を通関させた日から1年以内に関税を追加して賦課することができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。
44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。	44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。
45	保稅期間には、関税を納付しない。保稅期間は、保稅工場、保稅倉庫においては2年とし、保稅展示場では税関が定めた期間とする。	45	保稅期間には、関税を賦課しない。保稅期間は、保稅工場、保稅倉庫においては2年とし、保稅展示場では税関が定めた期間とする。
46	やむを得ない事情で保稅期間の延長を受けようとする荷主は、保稅期間が終了する10日前に、保稅期間延長申請書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保稅期間を6カ月まで延長することができる。	46	やむを得ない事情で保稅期間の延長を受けようとする荷主は、保稅期間が終了する10日前に、保稅期間延長申請書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保稅期間を6カ月まで延長することができる。
47	当該機関、企業所、団体は、保稅物資を加工、包装、組み立てるために保稅地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を関税として処理することができる。	47	当該機関、企業所、団体は、保稅物資を加工、包装、組み立てるために保稅地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する担保又は担保金を税関に預けなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、担保又は担保金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた担保又は担保金を関税として処理することができる。
	第五章 制裁及び申訴		第五章 制裁及び申訴
48	税関は、定められた期間内に関税を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。関税納付通知書を出した日から3カ月が経過して関税を納付しない場合には、関税及び延滞料に相当する物資を関税及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機関、企業所、団体及び公民の口座から関税及び延滞料を控除することができる。	48	税関は、関税納付通知書を発給した日から3ヶ月が経過して関税を納付しない場合には、関税に相当する物資を関税として処理することができる。関税として処理する物資がない場合には、当該機関、企業所、団体及び公民が取引する銀行の口座から関税を控除することもできる。
49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任ある者に行政的又は刑事的責任を負わせる。	49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物、国際郵便物、公民の携帯品及び運輸手段は、抑留又は没収することができる。状況が重大な場合には、責任ある者に行政的又は刑事的責任を負わせる。
50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴を提起することができる。申訴の提起を受けた上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。	50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴を提起することができる。申訴の提起を受けた上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。
51	申訴処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。	51	申訴処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。

*資料の翻訳にあたっては、ERINA調査研究部研究補助員・金鎮碩氏に大変お世話になった。誌面をお借りして御礼申し上げます。

Amendments to the DPRK's Laws Concerning the Economy (2)

(Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

In July 2002, drastic economic measures to improve the economic management of the DPRK came into effect. Under these measures, the prices of all commodities were revised and living allowances were raised. It seems that economic policy in the DPRK has become more active than in the late 1990s as a result both of these measures and a series of economic reform measures such as restructuring in the manufacturing sector, changes in production and distribution methods in the agricultural sector, and new methods of enterprise management.

In response to these changes, the DPRK has adopted a comparatively aggressive posture towards legislation. The characteristics of these revisions are as follows: (1) legislation is being implemented with regard to the domestic economy and other important policies, as well as in the field of foreign investment; (2) signs of attempts to conform to international standards can be seen; and (3) the revival of some minor regulations in the laws relating to foreign investment that disappeared from the collection of laws as a consequence of amendments in the late 1990s.

This article will deal with the Insurance Law of the DPRK, which falls into the aforementioned category (1), and the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals and the Regulations Concerning the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals, which fall into categories (2) and (3).

1. The Insurance Law of the DPRK

The Insurance Law of the DPRK was enacted on April 6, 1995 and was revised on February 4, 1999. The latest revision was implemented on May 16, 2002. The 1999 amendment merely changed some expressions in relation to organizational changes. The 2002 revision was the first substantial alteration since 1995.

The 2002 revision includes such major changes as: (1) the transfer of control over the insurance business from a state monopoly to insurance companies; (2) the stipulation of supplementary provisions on insurance contracts in response to the creation of insurance companies; and (3) a

change in the role of the government from monopolizing the insurance business to regulating it.

Careful attention should be paid to how many independent insurance companies are established and how they work, the financial strength of newly created insurance companies, and the degree of convergence with international practice.

2. The Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals and the Regulations Concerning the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals

The Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals was enacted in January 1993 and revised in February 1992 and May 2001. The most recent revisions were made to reflect a change in the currency exchange rate in July 2002.

The Regulations Concerning the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Taxation of Foreign Individuals were enacted on February 21, 1994. They disappeared from the series of investment laws and regulations for a time, but were revived on June 14, 2002.

There have been various developments that seem to reflect changes in the way that foreign-invested enterprises behave. One major change is that, under the new regulations, taxes calculated in Korean Won (KPW) should be paid in hard currency. Another is that there are more realistic regulations to prevent violators from cheating. In addition, a new provision that promotes fairness in tax practice has been implemented.

The laws and regulations have been amended over a very short period; between 1999 and 2001/2. As mentioned above, there have been some drastic changes in methods of controlling the economy in the DPRK. The administrative order that was formerly the mainstream in the days of the state monopoly has gradually been replaced with a regulatory bylaw that allows multiple players to compete fairly.